明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外　平成十七年十月二十日

第百六十三回国会　衆議院会議録　第八号

平成十七年十月二十日(木曜日)

議事日程　第六号

　平成十七年十月二十日

　　午後一時三十分開議

第一　銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二　建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三　電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一　銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二　建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三　電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

　　　午後一時三十二分開議

○議長(河野洋平君)　これより会議を開きます。

◇

日程第一　銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君)　日程第一、銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財務金融委員長小野晋也君。

銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小野晋也君登壇〕

○小野晋也君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内外の金融情勢の変化と金融資本市場の構造改革に対応し、預金者等の利便性の向上等を図ろうとするものであります。

以下、その概要を申し上げます。

第一に、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保、向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、銀行等の代理店制度を見直し、より幅広く銀行代理業への参入を認めるものであります。

具体的には、預金の受け入れ、資金の貸し付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理または媒介を営業として行う銀行代理業制度を創設することとし、一般の事業者が銀行代理業に参入する際に課されている出資規制や兼業規制を撤廃する一方、銀行代理業の適正確実な遂行を確保するため、銀行代理業の参入に当たっては許可制といたします。また、兼業については個別承認制とするとともに、抱き合わせ販売や情実融資の禁止等、利用者保護等のための措置を講ずることといたしております。

第二に、銀行等の経営の効率化のため、子会社規制の緩和を行うほか、銀行等の適切な業務運営を確保するため、業務委託先への報告徴求や立入検査を可能とする等、所要の措置を講ずることとしております。

本案は、去る十月七日当委員会に付託され、十二日伊藤国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十四日より質疑に入り、十八日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君)　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君)　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

◇

日程第二　建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君)　日程第二、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。国土交通委員長林幹雄君。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔林幹雄君登壇〕

○林幹雄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物の耐震改修の一層の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を定めなければならないこと、

第二に、都道府県は、この基本的な方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めること、

第三に、耐震改修を促進すべき特定建築物の範囲を拡大し、措置を強化するとともに、支援措置を拡充すること

などであります。

本案は、去る十月十二日本委員会に付託され、十四日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日質疑を行い、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

―――◇―――

日程第三　電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　日程第三、電波法及び放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。総務委員長実川幸夫君。

―――――

電波法及び放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

―――――

〔実川幸夫君登壇〕

○実川幸夫君　ただいま議題となりました電波法及び放送法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担のあり方及び電波利用共益費用の使途の範囲の見直しを行うとともに、地上放送に係る外資規制の実効性を確保するため、間接出資規制を導入しようとするものであります。

本案は、去る十月五日本委員会に付託され、十三日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。十八日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○議長（河野洋平君）　討論の通告があります。これを許します。西村智奈美君。

〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君　民主党・無所属クラブの西村智奈美でございます。

私は、ただいま議題となりました電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対し、民主党・無所属クラブを代表し、反対の立場から討論を行います。（拍手）

以下、反対の理由を申し述べます。

まず、本法案では、電波利用料の算定に当たり、電波の経済的価値を反映させるために、周波数や出力等の要素を勘案するとうたっていますが、これが羊頭狗肉であります。つまり、総務省が恣意的に電波利用料を算定するという基本構造を温存したまま、部分的に利用料を上げ下げし、それをもって経済的価値が反映されたと自画自賛しているにすぎません。

限られた資源である電波の有効利用を促進するためには、現在のように総務省が電波行政を管理し、電波利用料を決定するという仕組みを改め、電波利用料決定に市場原理を導入するとともに、独立した組織に電波行政をゆだねるなど、抜本的改革を断行する必要があります。

また、電波利用料の使途を拡充するとしている本法案でありますが、電波資源拡大のための研究資金が有効に使われているか否か、外部評価機関である評価会によるチェックの実態は、総務省のお手盛りとなるおそれがあります。評価会が総務省のお手盛りを追認する機関となる可能性を考えれば、研究開発とは名ばかりで、総務省と密接な関係にある団体を維持することなどに電波利用料が使われるのではないかという懸念を払拭できません。

次に、放送局に対する外資の間接出資規制についても、中途半端な議論しか行われず、泥縄で提出されたという問題点が指摘されます。

放送の社会的影響力などを考えると、放送局に対する外資の間接出資規制を導入すること自体は必要な措置かもしれません。しかし、通信と放送の融合が急速に進展する今日、外資規制の対象は放送局だけでよいのか、また、今後デジタル化に伴って多額の設備投資が必要となることなどを考えたとき、今回の規制によって放送各社の資金調達にどのような影響が出るかなど、数多くの重要な問題について本法案が対応できているとは到底思えません。国会での審議も不十分の一言でありました。

そもそも、本法案は、第百六十二通常国会に提出された電波利用料の見直しと、外資の間接出資規制という、中身の全く異なる二つの改正案を一本の法律にまとめて本特別国会に提出されたものであります。政府は、問題を抱えた電波利用料の見直しに関する法律を、比較的理解が得られやすい間接出資規制の法案と抱き合わせにして国会に提出しておりますが、このような手法及び提出経緯には大きな問題があると言わなければなりません。

以上、電波利用料についての見直し、外資の間接出資規制の導入とともに問題点を抱える電波法及び放送法の一部改正案に反対することを最後に申し上げ、私の討論を終わります。どうか皆さんの御賛同をいただきますように、最後にお願いをし、終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

―――――

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

―――◇―――

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

―――◇―――

出席国務大臣

総務大臣	麻生太郎君
国土交通大臣	北側一雄君
国務大臣	伊藤達也君

○議長の報告

（意見書受領）

一、去る十八日、人事院総裁佐藤壮郎君から次の意見書を受領した。

国家公務員法第二十三条の規定に基づく一般職の職員の留学費用の償還に関する法律の制定についての意見

国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
あかま二郎君	山内康一君
櫻田義孝君	新藤義孝君
松本純君	薗浦健太郎君
安住淳君	武正公一君
寺田学君	石関貴史君
新藤義孝君	櫻田義孝君
薗浦健太郎君	松本純君
山内康一君	あかま二郎君
石関貴史君	寺田学君
武正公一君	安住淳君

国土交通委員

辞任	補欠
河本三郎君	佐藤勉君
佐田玄一郎君	渡部篤君
髙木毅君	石崎岳君
二階俊博君	伊藤忠彦君
盛山正仁君	赤澤亮正君
穀田恵二君	吉井英勝君
亀井静香君	糸川正晃君
赤澤亮正君	盛山正仁君
伊藤忠彦君	二階俊博君
石崎岳君	髙木毅君
佐藤勉君	河本三郎君
渡部篤君	佐田玄一郎君
吉井英勝君	穀田恵二君
糸川正晃君	亀井静香君

議院運営委員

辞任	補欠
高木美智代君	高木陽介君
穀田恵二君	佐々木憲昭君
高木陽介君	高木美智代君

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
小野次郎君	近江屋信広君
桜井郁三君	遠藤利明君
土井亨君	盛山正仁君
近江屋信広君	若宮健嗣君
盛山正仁君	山内康一君
遠藤利明君	桜井郁三君
山内康一君	土井亨君
若宮健嗣君	小野次郎君

外務委員

辞任	補欠
宇野治君	松本洋平君
宮下一郎君	杉田元司君
松原仁君	石関貴史君
杉田元司君	宮下一郎君
松本洋平君	宇野治君
石関貴史君	松原仁君

文部科学委員

辞任	補欠
飯島夕雁君	安井潤一郎君
近藤基彦君	寺田稔君
寺田稔君	近藤基彦君
安井潤一郎君	飯島夕雁君

厚生労働委員

辞任	補欠
加藤勝信君	岡本芳郎君
川条志嘉君	橋本岳君
木原誠二君	越智隆雄君
笠井亮君	吉井英勝君
越智隆雄君	松本洋平君
松本洋平君	松本文明君
岡本芳郎君	加藤勝信君
橋本岳君	川条志嘉君
松本文明君	木原誠二君
吉井英勝君	笠井亮君

農林水産委員

辞任	補欠
飯島夕雁君	稲田朋美君
福井照君	寺田稔君
荒井聰君	加藤公一君
佐々木隆博君	小川淳也君
寺田稔君	林潤君
小川淳也君	田村謙治君
稲田朋美君	飯島夕雁君
林潤君	福井照君
加藤公一君	荒井聰君
田村謙治君	佐々木隆博君

経済産業委員

辞任	補欠
坂本剛二君	亀岡偉民君
佐々木隆博君	福田昭夫君
松原仁君	神風英男君
福田昭夫君	鷲尾英一郎君
鷲尾英一郎君	西村智奈美君
亀岡偉民君	坂本剛二君
神風英男君	松原仁君
西村智奈美君	佐々木隆博君

国家基本政策委員

辞任	補欠
安倍晋三君	佐藤勉君
古賀誠君	竹本直一君
谷津義男君	谷公一君
与謝野馨君	馳浩君
佐藤勉君	安倍晋三君
竹本直一君	古賀誠君
谷公一君	谷津義男君
馳浩君	与謝野馨君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任	補欠
玉沢徳一郎君	柴山昌彦君
柴山昌彦君	玉沢徳一郎君

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任	補欠
大島理森君	丹羽秀樹君
玉沢徳一郎君	吉野正芳君
西村康稔君	福田良彦君

長島　昭久君　北神　圭朗君
丹羽　秀樹君　大島　理森君
福田　良彦君　西村　康稔君
吉野　正芳君　玉沢徳一郎君
北神　圭朗君　長島　昭久君

（議案提出）

一、昨十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外三名提出）

（議案受領）

一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

郵便法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案（山井和則君外五名提出、衆法第一〇号）

障害者自立支援法案（内閣提出第一一号）（参議院送付）

以上二件　厚生労働委員会　付託

（議案送付）

一、去る十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法第四号）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法第九号）

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十八日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（松本剛明君外七名提出）

（質問書提出）

一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

（答弁書受領）

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出カルテ・レセプト等診療情報開示の徹底に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出前四軍調整官の判決批判と米兵の身柄「拘束」問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地での対戦車ヘリコプターＡＨ―１Ｓ（コブラ）の墜落事故等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員寺田学君提出コンタクトレンズ購入時等における眼科検診に関する質問に対する答弁書

衆議院議員寺田学君提出ペットボトルのリサイクル等に関する質問に対する答弁書

平成十七年十月五日提出
質問第八号

カルテ・レセプト等診療情報開示の徹底に関する質問主意書

提出者　阿部　知子

カルテ・レセプト等診療情報開示の徹底に関する質問主意書

医療情報の開示については厚生労働省が平成十五年九月十二日医政発第０９１２００１号において「診療情報の提供等に関する指針」を示してきたが、本年四月の「個人情報の保護に関する法律」施行に伴い、医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が整備された。

こうした状況のもとで患者、被害者、遺族からの診療情報開示の需要は一段と高まりを見せており、従来からの弊害であった密室性や隠蔽・改ざん体質が改められ、新たな形での医療者と患者の信頼関係が築かれることを強く希望するものであるが、残念なことにこれまでの開示事例では多くの問題が指摘されている。

旧国立大学病院では旧来からの内規が運用され、開示を拒まれる例が発生している。大阪大学では医学部附属病院、歯学部附属病院ともに平成十三年に作成した規定を現在も運用しており、開示請求の度に患者や遺族は不利益を被っている。何故このような事態が生じているのか、早期の解消を図るべきと考え、以下質問する。

一　厚生労働省が平成十五年九月に通達した「診療情報の提供等に関する指針」（以下通達という）の徹底はどのような方法で図られてきたのか、示されたい。

二　大阪大学の医学部附属病院、歯学部附属病院は厚生労働省が通達を出した平成十五年以降に何故見直しを図らなかったのか、また今年四月には個人情報保護法が施行され、ガイドラインも示されているが、その中に遺族に開示する場合について前記通達での運用が示されている。このことからしても今年四月には通達に基づく見直しが図られるべきではなかったか。見直しの予定について明らかにされたい。

三　厚生労働省の前記通達の徹底は診療情報の開示を必要とする患者、被害者、遺族にとっては極めて重要である。特に高度医療や先端医療を担っている大学附属病院や、特定機能病院、国立病院等は従来の密室性を排し、診療情報の積極的開示を図り、信頼性を高めて行くことが重要である。今回大阪大学附属病院で判明した診療情報の提供に対する体制の遅れは極めて遺憾なことで、患者や被害者、遺族に他の医療機関で同じような不利益を与えないために、全ての国立病院及び国立医療施設と独立行政法人国立病院機構の全医療機関及び全ての大学附属病院が診療情報の提供に関して定めている規定は何年度作成のものかを明らかにされたい。

四　前記の項目について政府の見解を示されたい。また、前記通達に基づく見直しが図られていない医療機関に対しては、どのような方法で徹底を図られるのか政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六三第八号

平成十七年十月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員阿部知子君提出カルテ・レセプト等診療情報開示の徹底に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出カルテ・レセプト等診療情報開示の徹底に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省においては、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成十五年九月十二日付け医政発第〇九一二〇〇一号厚生労働省医政局長通知）により、各都道府県知事に対して、「診療情報の提供等に関する指針」（以下「指針」という。）を通知し、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等への指針の周知並びに管内の医療従事者等への指針の周知の徹底及び遵守の要請を求めるとともに、社団法人日本医師会の会長等に対しても指針を通知し、会員に対する指針の周知の徹底及び遵守の要請を求めてきたところである。平成十五年九月十六日には、指針を同省のホームページに掲載している。

また、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の全面施行に向けて、同省においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成十六年十二月二十四日付け医政発第一二二四〇〇一号厚生労働省医政局長通知、薬食発第一二二四〇〇二号厚生労働省医薬食品局長通知及び老発第一二二四〇〇二号厚生労働省老健局長通知）により、各都道府県知事に対して、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を通知し、指針の内容を踏まえた取扱いを求めること等を内容としたガイドラインの管内の関係機関、関係団体等への周知、指導等を求めてきたところである。

二について

国立大学法人大阪大学からは、同大学の医学部附属病院及び歯学部附属病院の診療情報の提供に関する規程は、国立大学医学部附属病院長会議常置委員会、国立大学歯学部附属病院長会議常置委員会及び国立大学附置研究所附属病院長会議連絡協議会が共同で作成し、平成十一年二月十七日に各国立大学の附属病院長に通知した「国立大学附属病院における診療情報の提供に関する指針（ガイドライン）」（以下「国立大学病院指針」という。）に基づき、それぞれ平成十一年六月十七日及び平成十二年十一月二日に定めたものであり、その後、国立大学病院指針の改訂が行われなかったため、これらの規程の見直しを行わなかったと聞いている。

国立大学法人大阪大学からは、今後、平成十七年七月十一日に同大学に設置した「情報開示等請求に係る検討ワーキング」において検討を進め、指針に基づいたこれらの規程の見直しを本年度中に行う予定であると聞いている。

三及び四について

お尋ねのすべての国立の医療機関、独立行政法人国立病院機構の全医療機関及びすべての大学附属病院が診療情報の提供に関して定めている規程の作成年度について、把握しておらず、お答えすることは困難であるが、いずれにしても、医療機関における診療情報の適切かつ円滑な提供のため、指針の内容が十分に周知され、遵守されることは重要であると考えており、各種会議等様々な機会を通じて、指針の内容が十分に周知され、遵守されるよう努めてまいりたい。

平成十七年十月五日提出

質　問　第　九　号

前四軍調整官の判決批判と米兵の身柄「拘束」問題に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

前四軍調整官の判決批判と米兵の身柄「拘束」問題に関する質問主意書

私は、先に平成十六年二月二十三日付けで、日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」に関する質問主意書を提出したところ、同年三月十二日付けで政府から答弁書を受理した。

同質問主意書は、平成十五年十月二十三日、沖縄県宜野湾市内の路上で発生した在沖米海兵隊所属の上等兵らによる強盗致傷事件に関し、日米地位協定が定める「拘禁」処置が具体的にいかなる方法で採られたのか、という質問を主たる内容とするものであった。

同質問主意書に対する答弁書で判明したことは、アメリカ合衆国軍隊（以下、「米軍」という。）当局は、被疑者を拘禁施設に収容して逃走防止を図ったり、被疑者同士が会えない状況をつくって口裏合わせの証拠隠滅工作を禁ずる処置を採らなかったと言うことである。

ところで、同事件の判決を巡って、在沖米軍の前四軍調整官ブラックマン中将が同事件の判決に関し、「先例のない粗野な判決で被告人に対する偏向を示すものだ。」との判決非難をしていたことを二〇〇五年八月四日付けの米軍準機関紙「星条旗新聞」が伝えている。このブラックマン中将の判決非難は、日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」の意味とも関連し、重要な問題をはらんでいると考える。

以下、質問をする。

一　政府は、前記答弁書において、「日米地位協定第十七条5(c)にいう『拘禁』とは、逃亡の防止等のために必要な範囲で被疑者の自由を制約する措置をいうと解している。具体的にいかなる措置を採るかについて、日米地位協定は特定の方法を義務付けているわけではないが、政府としては、この措置は、我が国の捜査当局が行う捜査に支障を生じさせないよう適切に行われるべきものと考えている。この観点から、我が国の捜査当局は、個別の事案において必要と認める場合、米軍の当局に対して、例えば、被疑者を拘禁施設に収容して逃走防止を図るよう要請することもあり、米軍の当局は、そうした我が国の捜査当局の要請を含め、事件の内容その他の具体的事情を考慮して、その責任と判断において必要な措置を講じてきているものと承知している。この米軍の当局による措置は、被疑者を米軍の拘禁施設に収容することや被疑者に一定の場所にとどまることを命ずる禁足処分等により行われてきたと承知している。」と述べている。しからば、本件事件に関連して、我が国の捜査当局は、米軍に対し被疑者を拘禁施設に収容して逃走防止や証拠隠滅を禁ずる具体的要請をしたのか、要請をしたのであれば、いつ、いかなる方法で要請をしたのか、政府の対応を

明らかにされたい。

二　前記「星条旗新聞」の伝えるところによると、日本の検察側が捜査中の拘束は必要ないと米軍側に伝えたとあるが、それが事実なら重大問題であると思慮するものである。そのような事実の有無を含め、ブラックマン前四軍調整官の判決非難に対しどのように考えるのか、政府の考えを明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六三第九号

平成十七年十月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出前四軍調整官の判決批判と米兵の身柄「拘束」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出前四軍調整官の判決批判と米兵の身柄「拘束」問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の事件に関しては、沖縄県警察及び那覇地方検察庁において、沖縄県に駐留するアメリカ合衆国海兵隊の当局に対して、事件発生後、被疑者の逃走及び罪証隠滅の防止を図るために必要な措置を講ずるよう、口頭で要請したと承知している。

御指摘の報道におけるブラックマン前四軍調整官の判決に関する言及については、その事実関係等を承知しておらず、答弁を差し控えたい。

平成十七年十月六日提出
質問第一〇号

外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する質問主意書

提出者　鈴木宗男

外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する質問主意書

1　平成十七年九月一日現在における外務省在外職員は何名いるか。

2　1の在外職員中、住居手当を受けている人数と総額如何。

3　各在外公館の住居手当と一人当たりの受給平均額はいくらになるか。

4　3で提示された金額は、現地の物価水準、社会通念に照らして妥当な額と考えるか。

5　平成十七年九月一日現在における外務省の本省職員は何名いるか。

6　5の本省職員中、住居手当を受けている人数と総額、一人当たりの受給額如何。

7　在外職員と本省職員の住居手当には著しい乖離があるが、この根拠如何。かかる乖離は社会通念上認められると考えるか。

8　本省職員の住居手当に対する課税がなされているか。

9　在外職員の住居手当に対する課税がなされているか。

10　9に関して課税がなされていない場合、その根拠はどこにあるか。かかる対応が妥当と考えるか、外務省、国税庁双方の見解をうかがいたい。

11　住居手当を用いて在外公館にプール金や裏金が作られていた事例はあるか。

右質問する。

内閣衆質一六三第一〇号

平成十七年十月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する質問に対する答弁書

1から3までについて

平成十七年九月一日現在における外務省在外職員（以下「在外職員」という。）の数は三千百三十九人であり、このうち住居手当が支給されている者の数は二千八百十三人である。平成十七年度における在外職員の住居手当の予算計上総額は、八十一億四千六百四十九万二千円であるが、同月における在外職員の住居手当支給総額、各在外公館の住居手当支給額及び一人当たりの受給額について、現時点において、正確な額をお答えすることは、詳細な調査を要するため、困難である。

4について

在外職員の住居手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給されるものであり、その額は、在外職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定められており、妥当な額であると考える。

5及び6について

平成十七年九月一日現在における外務省本省職員（以下「本省職員」という。）の数は二千二百三十六人であり、このうち住居手当が支給されている者の数は六百九十八人である。同月における本省職員の住居手当支給総額は千百八十四万二千八百円であり、一人当たりの受給額は約一万六千九百六十七円である。

7について

在外職員の住居については、自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること、比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たすことが望ましいと考えられるため、在外職員の住居手当額と本省職員の住居手当額に差が生じている。したがって、御指摘の乖離は妥当なものであると考える。

8及び9について

本省職員の住居手当に対しては所得税が課税されており、在外職員の住居手当に対しては所得税は課税されていない。

10について

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第七号の規定により、「国外で勤務する居住者の受ける給与のうち、その勤務により国内で勤務した場合に受けるべき通常の給与に加算して受ける在勤手当（これに類する特別の手

当を含む。）で政令で定めるもの」については、所得税を課さないこととされている。この政令で定めるものについて、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二十二条において、「国外で勤務する者がその勤務により国内で勤務した場合に受けるべき通常の給与に加算して支給を受ける給与のうち、その勤務地における物価、生活水準及び生活環境並びに勤務地と国内との間の為替相場等の状況に照らし、加算して支給を受けることにより国内で勤務した場合に比して利益を受けると認められない部分の金額とする。」と規定されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「名称位置給与法」という。）第五条において、「在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。」と規定されている。

したがって、名称位置給与法に基づき在外職員に支給される住居手当は、所得税法第九条第一項第七号の規定により、課税の対象とならない。また、そのような取扱いは法令の規定に従ったものであり、妥当なものであると考える。

11について

お尋ねのような事例の存在は確認されていない。

平成十七年十月七日提出

質問第一一号

長崎県佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地での対戦車ヘリコプターＡＨ－１Ｓ（コブラ）の墜落事故等に関する質問主意書

提出者　赤嶺　政賢

長崎県佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地での対戦車ヘリコプターＡＨ－１Ｓ（コブラ）の墜落事故等に関する質問主意書

去る九月十八日、長崎県佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地の創立五十周年記念行事「西海ふれあいフェスタ２００５」のイベントで、公開の「模擬戦闘訓練」に参加していた対戦車ヘリコプターＡＨ－１Ｓ（コブラ）（以下「ＡＨ－１Ｓ」という。）一機が墜落した。

この日は、一般市民約二二〇〇人の観客が見学しており、墜落現場から観客席まではわずか一〇〇メートル先で、破片が飛び散るなど、あわや大惨事の事故に現場にいた市民からは、恐怖と怒りの声があがった。

十月三日には、仁比聡平参議院議員、山下千秋佐世保市議会議員ら一一名の調査団は、事故現場を視察し、同駐屯地の大塚敏郎司令から説明を受けた。

調査団は、今回の事故について、単に偶発的なものではなく墜落の危険性を孕んだ戦技訓練であり、大惨事に繋がりかねないものであるとの認識を強くしたところである。

そもそもＡＨ－１Ｓの実戦を想定した戦技訓練は、極めて高度な技量を要すると聞いている。

こうした戦技訓練が、市民に公開して行なわれること自体問題であるが、同駐屯地をはじめとする自衛隊基地やその周辺の九州の山間地域で、昼夜を問わず日常的に行なわれているということが明らかにされた。これらの事態は住民の生命と安全にとって重大な問題である。

また九月十七日に、西部方面普通科連隊が、佐世保市内の商店街を戦闘服で小銃、機関銃を携行して行進したことは、市民感情を無視した威圧、異様な行動と断ぜざるを得ない。

従って、以下の事項について質問したい。

一　陸上自衛隊相浦駐屯地でのＡＨ－１Ｓの墜落について

1　陸上自衛隊相浦駐屯地創立五十周年記念のイベントで、公開の「模擬戦闘訓練」中のＡＨ－１Ｓが墜落した事故は観客の目前で起きた。燃料への引火による爆発、炎上という最悪の事態の可能性もあったのではないのか。

2　「模擬戦闘訓練」時に、ＡＨ－１Ｓは、地表から七メートル以下の超低空で飛行し、急旋回する際に地面にローターが接触墜落したというが、事故原因については、機器の不具合によるというよりも、人為的ミスによる可能性が高いという判断をしているのではないのか。

3　ＡＨ－１Ｓの飛行訓練については、各部隊長の判断で見合わせるとしているが、事故調査報告書が公表されるまでの間ということか、それとも事故報告書がでる前に、飛行を再開するということがありうるのか。

4　陸上幕僚監部に事故調査委員会が設置されたというが、どのようなメンバーで構成されているのか明らかにされたい。事故直後からこれまで、事故調査委員会としてどのような調査をしたのか、また事故調査報告書は、いつまでにまとめ公表されるのか。

5　陸上自衛隊にＡＨ－１Ｓが導入されて以降、墜落事故等の発生件数及び事故の概要と原因について明らかにされたい。

6　相浦駐屯地で行なわれた「模擬戦闘訓練」は、どのような性格と内容の訓練なのか。また、いかなる想定のもとに行なわれたのか。レンジャー部隊、小銃小隊、戦車、榴弾砲、迫撃砲、ヘリコプター等が参加して実施したというが、参加部隊等の規模を含めて明らかにされたい。

このような訓練を一般市民に公開して行なう目的はどこにあるのか。

7　相浦駐屯地においては、これまでも「模擬戦闘訓練」を公開して行なってきたとのことであるが、いつからどのような規模の訓練を行なってきたのか、その経緯と訓練の概要について伺いたい。その際、ＡＨ－１Ｓは常に参加したのか。

8　陸上自衛隊の駐屯地で、創立記念日に、このような公開の「模擬戦闘訓練」を行なっているところがあるのか、あれば明らかにされたい。

9　墜落したＡＨ－１Ｓは、佐賀県の目達原駐屯地所属の第三対戦車ヘリコプター隊第二飛行隊所属である。ＡＨ－１Ｓは全国に八五機配備しているというが、この際、部隊名及び所在地と保有数を明らかにされたい。

10　ＡＨ－１Ｓの戦技訓練は、相浦駐屯地及びその周辺の山間部や他の自衛隊の駐屯地、九州の山間部で昼夜を問わず、日常的に行なっているというが、九州地方では、相浦駐屯地以外、どこの駐屯地で行なっているのか、また、それはどのような訓練なのか。

11　自衛隊は一部を除き航空法が適用されると考えるが、こうした訓練を行なう場合には、国土交通大臣の許可をどのように得て実施しているのか。

二　西部方面普通科連隊について

1　西部方面普通科連隊の二四〇名が、相浦駐屯地創立五十周年記念行事を名目として佐世保市内の商店街を武装して行進しているが、どこからの要請にもとづくものか、地方自治体等の了承をとったのか明らかにされたい。

2　商店街で戦闘服を着用し、武装して行進するなどというのは初めてのことではないのか、その目的と理由は何か。

　こうした行動が市民に対して威圧し誇示するものであり、異様な行動であるとの認識はないのか、今後は中止すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

3　商店街を武装した部隊が行進するなどという例は全国的にあるのか、あるというならそれを明らかにすべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

4　二〇〇二年三月に全国で初めて、相浦駐屯地に創設された西部方面普通科連隊（六六〇人）はレンジャー部隊を中心とする特殊作戦を行なう部隊であるといわれているが、この部隊の性格と任務等、その全容を明らかにされたい。

5　西部方面総監（熊本）の直轄部隊といわれ、我が国の島のあるところで他国に面している有人島の九〇パーセントが九州、沖縄地方に所在しており、これらの島嶼地域での事態に迅速に対処するためといわれているが、具体的に説明されたい。

6　「防衛力のあり方検討会議」（平成十六年十一月）によれば、「南西諸島の防衛体勢強化の観点から、第一混成団を旅団に改編する。同時に、軽装甲機動車を増強するなどして機動力の向上を図る。また、島嶼部への侵略等の際に機動的に展開する部隊として西部方面普通科連隊を保持するとともに、島嶼部の情報収集・処理能力を向上させる」としている。西部方面普通科連隊は、島嶼部への侵略等への対処とあるが、どのような侵略等の事態を想定しているのか。

7　来年度、防衛庁長官の直轄下に陸上自衛隊中央即応集団が新編され、中央即応集団の司令部の下に特殊作戦群が置かれることになるが、この特殊作戦群には、西部方面普通科連隊が傘下に入ることになるのか、また中央即応集団の組織の性格及び特殊作戦群の任務を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六三第一一号

平成十七年十月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地での対戦車ヘリコプターAH—1S（コブラ）の墜落事故等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地での対戦車ヘリコプターAH—1S（コブラ）の墜落事故等に関する質問に対する答弁書

一の1について

　対戦車ヘリコプターAH—1S（以下「AH—1S」という。）の燃料タンクは、耐衝撃性を有しており、御指摘の事故（以下「本件事故」という。）におけるような衝撃により、火災等を発生させる可能性は極めて小さいと考える。

一の2について

　事故原因については、現在、陸上自衛隊の航空事故調査委員会（以下「委員会」という。）において調査中であり、その特定には至っていない。

一の3について

　事故原因については、委員会において調査中であるが、これまでの調査において、機体及びエンジンに異常が見られなかったことから、飛行の安全確保のための処置を行った上で、本年十月十二日からAH—1Sの飛行を再開した。

一の4について

　本件事故の調査に携わっている委員会の委員等の構成は、陸上幕僚副長を委員長とし、副委員長二名、陸幕委員八名、部隊等委員一名及び副委員二十四名である。

　委員会においては、事故直後からこれまで、気象及び地形の調査、関係者からの事故状況等の聴取、関係資料の収集、航空機の破損状況の調査等を行っている。

　航空事故調査報告書は、平成十八年一月十七日までに陸上幕僚長から防衛庁長官に提出される予定であり、その後、その概要について公表する予定である。

一の5について

　本年十月十二日までの間に発生した陸上自衛隊のAH—1Sに係る事故（人員の死亡若しくは重傷又は機体の破壊若しくは大破を伴ったものに限る。）は、六件であり、その概要及び原因は、別表のとおりである。

一の6について

　御指摘の模擬戦闘訓練は、軽易な敵陣地に対する攻撃の展示として、情報部隊の進入及び偵察、レンジャー隊の空路進入、対機甲戦闘、突撃支援射撃、普通科部隊の突撃等により目標を奪取する想定で実施されたものである。また、模擬戦実施部隊は、人員百四十八名の規模で、レンジャー隊、攻撃部隊、対戦車小隊、迫撃砲班、FH—70（りゅう弾砲）班、回転翼航空機から成る航空班、会場安全班等から構成されていた。

　右模擬戦闘訓練は、地域住民に陸上自衛隊に対する認識と理解を深めてもらう目的で実施された。

一の7について

　相浦駐屯地の駐屯地創立記念日における模擬戦闘訓練については、少なくとも平成十四年度以降、軽易な敵陣地に対する攻撃の展示として、今回と同程度の規模及び内容で実施されている。

　平成十四年度以降の模擬戦闘訓練において、AH—1Sについては、常に参加しているわけではない。

一の8について

　平成十六年度においては、模擬戦闘訓練が八十一の駐屯地で創立記念日の行事として実施された。

一の9について

　AH—1Sは、北部方面航空隊第一対戦車ヘリコプター隊（北海道帯広市）、東北方面航空隊第二対戦車ヘリコプター隊（青森県八戸市）、東部方面航空隊第四対戦車ヘリコプター隊（千葉県木更津市）、中部方面航空隊第五対戦車ヘリコプター隊（三重県度会郡小俣町）及び西部方面

航空隊第三対戦車ヘリコプター隊（佐賀県神埼郡三田川町）、陸上自衛隊航空学校（三重県度会郡小俣町）及び同分校（茨城県土浦市）並びに教育支援飛行隊（三重県度会郡小俣町）に合計八十五機配備している。

一の10について

九州では、目達原駐屯地において、AH―1Sの戦技操縦訓練として、超低空における操作及び緊急操作の訓練を実施している。

一の11について

AH―1Sが戦技操縦訓練を実施する際に、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十一条に規定する国土交通省令で定める高度以下の高度での飛行を行おうとする場合においては、夜間において当該飛行を行おうとするときは、陸上幕僚長が当該飛行を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長から、昼間において当該飛行を行おうとするときは、当該AH―1Sを装備する陸上自衛隊の部隊等の長が当該飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長から、それぞれ許可を得ているところである。

二の1について

御指摘の商店街におけるパレードについては、佐世保自衛隊後援会長からの要望を受けて、相浦駐屯地において検討してその実施を決め、佐世保市、佐世保警察署及び地元商店街の了承等を得て実施した。

二の2について

西部方面普通科連隊が、相浦駐屯地創立記念日の行事の一環として、商店街において戦闘服を着用し、小銃及び機関拳銃を携行して行進したのは、今回が初めてである。

今回のパレードは、相浦駐屯地創立五十周年記念行事の一環として、佐世保市民の自衛隊に対する一層の理解と信頼を獲得することを目的に実施したものである。

今回のパレードについては、佐世保市等の理解と協力を得て実施しており、御指摘のような「市民に対して威圧し誇示するもの」ではないと考えており、今後とも地元関係者の理解と協力を得た上で実施してまいりたい。

二の3について

平成十六年九月及び本年九月に、陸上自衛隊第三十九普通科連隊が武器を携行し、青森県弘前市内の商店街を行進した例がある。

二の4から6までについて

西部方面普通科連隊は、平成十四年三月、ゲリラや特殊部隊によるものを含む島嶼部における侵略等に対して迅速かつ機動的に展開して対処する能力の充実及び強化を図るため、相浦駐屯地に西部方面総監の直轄部隊として新編された約六百四十名の部隊であり、ヘリコプターに搭載可能な装備品を保有し、同部隊の一部はレンジャー課程を修了した隊員から構成されている。

二の7について

中央即応集団は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等の事態が発生した場合に事態の拡大防止等を図り、及び国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に主体的かつ積極的に取り組むため、新編することとしている部隊である。特殊作戦群は、主としてゲリラや特殊部隊による攻撃等の事態に対処する部隊であり、新編する中央即応集団の隷下に置くこととしている。

西部方面普通科連隊を特殊作戦群の隷下に置くことは考えていない。

別表

概要	原因
平成十二年六月二十三日、訓練検閲実施中、東富士演習場内（静岡県裾野市）に落着して大破し、操縦士二名が重傷を負った。	エンジンの故障によるものと推定される。
平成十三年二月十四日、夜間訓練実施中、千葉県市原市上空において陸上自衛隊の他型式機と空中接触して大破した（当該他型式機は墜落して破壊し、操縦士二名が死亡した。）。	事故機相互の見張り不十分等によるものと推定される。
平成十五年五月二十日、訓練検閲実施中、青森県東津軽郡蓬田村に墜落して破壊した。	操縦士の注意力の一時的低下等によるものと推定される。
平成十六年二月二十三日、教育実施中、三重県鳥羽市上空において二機が空中接触し、両機とも墜落して破壊し、操縦士二名が死亡し、二名が重傷を負った。	事故機相互の見張り不十分等によるものと推定される。
平成十六年七月二十一日、訓練実施中、北富士演習場内（山梨県富士吉田市）に落着して破壊した。	操縦士の判断不良等によるものと推定される。

（注）　本件事故の原因については、現在調査中である。

平成十七年十月七日提出
質問第一二号

コンタクトレンズ購入時等における眼科検診に関する質問主意書

提出者　寺田　学

コンタクトレンズ購入時等における眼科検診に関する質問主意書

我が国のコンタクトレンズ装用者数は一五〇〇万人にも上るといわれている。現在では、通信販売や量販店の増加により、眼科に行かなくとも簡単かつ安価でコンタクトレンズを購入できるようになっており、コンタクトレンズ使用者にとって非常に便利になってきている。しかし、その一方でコンタクトレンズの販売のあり方については様々な問題点がある。よって以下の事項について質問する。

一　現行の薬事法上、コンタクトレンズを販売するにあたり、コンタクトレンズ購入希望者が処方箋の交付を受けていることは求められていな

い。しかし、日本眼科医会は眼障害の予防のためコンタクトレンズ購入時等に眼科検診を受けることを勧めているし、実際に量販店の多くは眼科検診を求めている現状がある。消費者にとって、コンタクトレンズ購入時に処方箋が必要ないとされるのなら、費用が安く済むといったメリットがある。しかし一方で、コンタクトレンズ装用者の約一〇人に一人が眼障害を起こしているとされている。そこで、

１　コンタクトレンズを高度管理医療機器に指定したのは何故か、その理由を具体的に示されたい。

２　米国議会において、処方箋なしでのコンタクトレンズ販売を禁止する法律（Fairness to Contact Lens Consumers Act）が二〇〇四年二月に施行されているが、我が国においてもコンタクトレンズを購入するにあたり、コンタクトレンズ購入希望者が眼科専門医による検査を受け、処方箋が交付されていることを義務付ける必要性があるのか、政府の見解とその根拠を示されたい。

３　検査を受けることや処方箋が交付されていることを義務付けないとするならば、検査を受け処方箋に基づいて購入した者にコンタクトレンズの使用による眼障害が生じた場合と、検査を受けることなく購入した者にコンタクトレンズの使用による眼障害が生じた場合とでは、その責任の所在が異なるのかどうか。

４　コンタクトレンズ量販店の広告の中には、処方箋を持たなければコンタクトレンズを購入することが出来ないという旨の錯誤を誘発しかねない表現を伴うものが散見されるが、こうした消費者を混乱させる広告の当否と、それに対する具体的な対応をお示し頂きたい。

二　医療法七条に拠れば、コンタクトレンズ販売所と医療機関は経営上分離されていなければならない。しかし、コンタクトレンズ販売所がコンタクトレンズを安価で販売する一方、隣接する医療機関において不要な検査を行ったり、行ってもいない検査に対して診療報酬を請求したりする等して不当に診療報酬を請求し、コンタクトレンズ販売所に医療保険費が横流しされているといった問題点が指摘されている。そこで、

１　かかる問題の当・不当に関する政府の見解及び対応を示されたい。

２　コンタクトレンズ購入時の検診や定期検診において必要とされる検査のガイドラインを設けているのか。いるならばその概要を示されたい。もし設けていないのであれば、必要とされる検査の内容、定期検診の必要とされる頻度を示されたい。

３　不要な検査や行ってもいない検査が診療報酬として請求されていないかをチェックするために、明細付き領収書の発行が望まれるが、明細付き領収書の発行の必要性に関する政府の見解を示されたい。

三　コンタクトレンズを量販店や眼鏡店で購入した者に眼障害が多く発生しているとの指摘がある一方で（日本コンタクトレンズ協議会コンタクトレンズ眼障害調査小委員会平成十三年十月松本市・下関市・城陽市・横浜市における四六施設内の全コンタクトレンズ装用者の眼障害調査報告に対する日本眼科医会の見解）、コンタクトレンズの処方のため行われる検眼やテスト用コンタクトレンズの着脱といった行為は医師法十七条にいう「医業」の内容たる医行為にあたる（最決平成九、九、三〇刑集五一―八―六七一）とされているのにもかかわらず、そのような行為を無資格者が行っているといった問題点が指摘されている。そこで、

１　コンタクトレンズの処方のために眼科専門医でない医師が検診することに関しての政府の見解及び対応を示されたい。

２　コンタクトレンズ処方のために行われる検眼やテスト用コンタクトレンズの着脱を無資格者が行っている現状に対する政府の見解及び対応を示されたい。

３　海外においては、検眼やコンタクトレンズの処方を行うことのできる資格として検眼士たる制度が存在するが、日本においてそのような資格を設ける必要性があるのかどうか政府の見解を示されたい。

四　コンタクトレンズ購入時等における政府の見解及び対応は、医療機器とはされていない視力矯正を伴わないカラーコンタクトレンズにも当てはまるものと解してよいかどうか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六三第一二号

平成十七年十月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員寺田学君提出コンタクトレンズ購入時等における眼科検診に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員寺田学君提出コンタクトレンズ購入時等における眼科検診に関する質問に対する答弁書

一の１について

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項において、高度管理医療機器とは、医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合（適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。）において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものと規定されている。コンタクトレンズは、適正な使用目的に従い適正に使用された場合であっても、コンタクトレンズの汚染、変形などが生じた場合、角膜潰瘍等を生じさせ、場合によっては失明につながることもある等、人の健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、適切な管理が必要なものとして、薬事・食品衛生審議会において高度管理医療機器に指定することが適当とされたことを踏まえ、厚生労働大臣が高度管理医療機器に指定したものである。

一の２について

社団法人日本眼科医会が平成十六年九月に公表した資料によると、コンタクトレンズの使用による眼の障害の原因については、コンタクトレンズの不適切な選択によるものよりも、長時

間装用やコンタクトレンズの汚染によるものが多いとされている。このためコンタクトレンズの使用による眼の障害を防ぐためには、コンタクトレンズの購入に当たって必ずしも処方せんの交付を義務付けることが必要であるとまでは考えておらず、購入者に対する適切な使用方法等について情報提供することがより適切であると考えている。こうしたことから、平成十七年四月から、高度管理医療機器等の販売業を許可制とするとともに、当該許可を受けた者に対し営業所ごとに管理者を置くことを義務付けたほか、医療機器の販売業者等に対し、医療機器の適正な使用のために必要な情報について、医療機器を購入、使用する者に対して提供するよう努力義務を課したところである。

一の3について

　コンタクトレンズの使用による眼の障害の原因は、長時間装用やコンタクトレンズの汚染等様々であることから、責任の所在については個別具体の事例に即して判断されるべきものであり、お尋ねについて一概にお答えすることはできない。

一の4について

　コンタクトレンズについては、薬事法上、その販売時に購入者が処方せんの交付を受けていることは求められていないが、購入者が眼科医の診察、指示等を受けることは安全性の観点からいえば否定されるものではなく、販売業者が販売方針としてその旨を広告することについては問題ないと考えている。

二の1について

　保険医の診療は、医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもとに、適切に行われなければならないものであり、保険医がこのような診療を行った場合には、保険医療機関等は、診療報酬を請求することができることとされているが、保険医療機関等が不要な検査や行っていない検査に基づき診療報酬の請求を行っていれば、その請求は不正な請求に当たるものと考えている。

　政府としては、不正な請求が行われないよう、審査支払機関が行う診療報酬請求書の審査の充実や集団指導の機会等を通じた指導を行うとともに、不正な請求の事実が確認された場合には、診療報酬の返還等の措置を講ずることとしているところであり、今後とも、不正な請求が行われないよう努めてまいりたい。

二の2について

　厚生労働省は、コンタクトレンズ購入時の検診や定期検診において必要とされる検査のガイドラインを定めていないが、「コンタクトレンズ適正使用に関する取扱説明書記載事項の自主基準の改正について」(平成七年三月九日付け薬安第二十三号厚生省薬務局安全課長通知)においてその内容が適当と考えられるとした日本コンタクトレンズ協会の「コンタクトレンズ適正使用に関する取扱説明書記載事項の自主基準」では、眼科医に指示された定期検査を必ず受ける旨を取扱説明書に記載することとされている。

二の3について

　保険医療機関等が明細付領収書を発行することについては、患者に対する適切な情報提供を図る等の観点から重要なことであると考えており、「療養の給付に係る領収書の交付について」(平成十二年三月三十一日付け保発第六十七号厚生省保険局長通知)において、保険医療機関等に対して、医療費の内容が分かる領収書の交付に努めるよう通知しているところであるが、今後とも明細付領収書の発行の促進に努めてまいりたい。

三の1について

　御指摘の「眼科専門医」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、医師がコンタクトレンズの処方のための検診を行うことについては、特段の問題はないものと考えている。

三の2について

　無資格者が業としてコンタクトレンズ処方のための検眼及びコンタクトレンズの着脱(以下「検眼等」という。)を行うことは、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条に違反するものとなる。

　そのため、厚生労働省においては、「平成十七年度の医療法第二十五条第一項の規定に基づく立入検査の実施について」(平成十七年六月二十一日付け医政発第〇六二一〇〇四号厚生労働省医政局長通知)を各都道府県知事等に通知し、無資格者が検眼等を行っていた場合には、違法であることを指導するよう求めているところである。

三の3について

　検眼や処方せんの交付は、高度な医学的知識を有する者である医師が行うべきものであること等から、現時点において、御指摘のような「検眼士」制度を新たに設ける必要があるとは考えていない。

四について

　一の1についてから三の3についてまでは、医療機器であるコンタクトレンズについて述べたものであり、医療機器に該当しない視力矯正を伴わない色付コンタクトレンズについては、当てはまらないものである。

平成十七年十月七日提出
質問第一三号

ペットボトルのリサイクル等に関する質問主意書

提出者　寺田　学

ペットボトルのリサイクル等に関する質問主意書

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「法」という)は、Reduce(廃棄物の発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化)の3Rを掲げている。以来、ペットボトルの軽量化はすすんでいるものの、総生産量は法施行以降も年々増加傾向にあり「Reduce(廃棄物の発生抑制)」への取組は不十分である。そこで、

1　ペットボトルの生産量が毎年増加していることについての政府の見解及び対応を示されたい。ホームページ上で Reduce(廃棄物の発生抑制)を呼びかけるといった対応もみられるが、より実効性のある施策があるならばそれを示されたい。

2　平成十五年度におけるペットボトル利用商品の国内出荷量四二四〇〇〇トンに対し、家庭系消費量が三四四〇〇〇トン(国内出荷量

の約八一％）となっている。この点に関する政府の見解及び、家庭系消費量を抑制するための具体策があれば示されたい。

二　使用済みペットボトルの回収率は上がっているが、二〇〇五年度には独自ルートに引き渡される使用済みペットボトルの計画量が初めて減り、落札できない企業も出てきた。これには、使用済みペットボトルの中国向け輸出が増加したことによる影響があると考えられる。

　市町村にとっては収集・選別保管費用がかなりの負担となっている一方で、独自ルートで使用済みペットボトルを売却すると対価を得ることも可能である。そこで、収集・選別保管費用を補填するために、独自ルートで使用済みペットボトルを売却する市町村が出てきた。

1　かかる事実を踏まえて、入札制度に関する政府の見解を示されたい。

2　容器包装リサイクル協会からの再商品化の委託は、実質的には国内事業者に限られている一方で、使用済みペットボトルの中国への輸出が大きな問題となっている。そもそも法は国内的な循環型社会を目指したものなのか、国際的な循環型社会を目指したものなのか、どちらを目指しているのか。

3　国内的な循環型社会を目指したものであるならば、国内においてのボトル to ボトルのリサイクルは非常に大きな役割を果たすものと考えられる。しかし、ボトル to ボトルの技術をもった帝人ファイバーは、今年度の落札量がゼロとなり工場閉鎖に追い込まれ、ペットリバースは二七五〇〇トンの処理能力を持ちながら、三三八八トンしか落札できなかったため、稼働率を上げるために市町村などからペットボトルを買い増ししているという現状がある。そこで、リサイクル業者の現状を踏まえた上での中国に対する輸出に関する政府としての見解及び対応を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六三第一三号

平成十七年十月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野洋平殿

衆議院議員寺田学君提出ペットボトルのリサイクル等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員寺田学君提出ペットボトルのリサイクル等に関する質問に対する答弁書

一について

　PETボトルリサイクル推進協議会の調べによれば、ペットボトル（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。以下同じ。）に用いる樹脂の生産量は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）の規定のうちペットボトルに係る再商品化の実施に係る部分が施行された平成九年においては二十一万八千八百六トンであり、平成十六年においては五十一万三千七百十二トンである。

　また、経済産業省の推計によれば、平成十五年度において国内に出荷される商品に利用されているペットボトルの量は四十二万四千トンであり、そのうち家庭で消費される商品に利用されているペットボトルの量は三十四万四千トンである。

　事業者においては、ペットボトルの軽量化の取組を進めているところであり、法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物（以下「容器包装廃棄物」という。）の排出の抑制に一定の効果を上げていると考えている。また、現在、法附則第三条の規定の実施に向け関係省庁において行っている法の施行の状況についての検討の中で、容器包装廃棄物の排出の抑制の更なる推進を図るための施策の在り方についても検討を行っているところである。

二の1について

　法第二十一条第一項の規定に基づき再商品化業務を行う者として指定された財団法人日本容器包装リサイクル協会においては、再商品化に必要な行為を委託する者の選定を入札により行っているが、これは、再商品化業務をより公平かつ効率的に実施するためのものであると認識している。

二の2について

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条の二第一項の規定においては、「国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。」とされているところであり、法においても、市町村において収集されたペットボトルであって廃棄物であるものについて国内において再商品化を行うことを想定している。

二の3について

　市町村が収集し、国内事業者に売却され、圧縮等された後に海外に輸出されるペットボトルについては、その性状等によっては廃棄物又は特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいう。以下同じ。）に該当する場合があることから、廃棄物の適正な処理を確保し、廃棄物及び特定有害廃棄物等の不適正な輸出を防止するため、都道府県知事等に対し「廃PETボトル等の不適正な輸出の防止について」（平成十七年一月十九日付け環廃企発第〇五〇一一九〇〇一号・環廃産発第〇五〇一一九〇〇一号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）を発出し、市町村及び関係者に対する周知徹底を図ったところである。

　また、現在、法附則第三条の規定の実施に向け関係省庁において行っている法の施行の状況についての検討の中で、容器包装廃棄物の不適正な輸出の一層の防止を図るための方策等についても検討を行っているところである。

銀行法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する

平成十七年十月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

銀行法等の一部を改正する法律

（銀行法の一部改正）

第一条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　雑則（第五十三条―第六十条）」を

「第七章の三　銀行代理業
第一節　通則（第五十二条の三十六―第五十二条の四十一）
第二節　業務（第五十二条の四十二―第五十二条の四十八）
第三節　経理（第五十二条の四十九―第五十二条の五十一）
第四節　監督（第五十二条の五十二―第五十二条の五十七）
第五節　所属銀行等（第五十二条の五十八―第五十二条の六十）
第六節　雑則（第五十二条の六十一）
第八章　雑則（第五十三条―第六十条）」

に改める。

第二条に次の三項を加える。

14　この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15　この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。

16　この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

第八条第一項後段及び第二項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3　銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第九条を次のように改める。

（名義貸しの禁止）

第九条　銀行は、自己の名義をもつて、他人に銀行業を営ませてはならない。

第十条第二項第八号中「代理」の下に「又は媒介」を加える。

第十二条の二第二項中「説明」の下に「、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第十三条の二中「を除く。）」の下に「、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（銀行の業務に係る禁止行為）

第十三条の三　銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三　顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

第十六条第一項中「又はその代理店の営業所」及び「又は当該代理店の営業所」を削り、同条第二項中「又はその代理店」を削る。

第十六条の二第一項第十一号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第七項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第七項中「若しくはその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該営業年度の中間営業年度（当該営業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十九条第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」を「当該営業年度の中間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書」に改める。

第二十条を次のように改める。

（貸借対照表等の公告等）

第二十条　銀行は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成し、中間貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

2　銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めると

ころにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「連結貸借対照表等」という。）を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二十一条第一項及び第二項中「記載した」の下に「当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る」を加え、「（代理店を含む。）」を削る。

第二十四条第一項中「代理店」を「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等（子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項において同じ。）又は当該銀行から業務の委託を受けた者（前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第二十五条第一項中「代理店」を「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第三十八条中「公告するとともに」の下に「、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ」を加え、「（代理店の営業所を含む。）」を削る。

第四十七条第一項中「又は代理店」を削り、同条第二項中「又は代理店」を削り、「第八条第一項及び第二項」を「第八条」に改め、「第二十四条第二項及び第三項」及び「第二十五条第二項及び第五項」の下に「（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）」を加え、「第五十三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号並びに第二項から第四項まで」を「第五十三条第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）、第二項、第三項及び第五項」に改める。

第四十八条中「外国銀行支店に対し」を「外国銀行支店（当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し」に改める。

第五十二条の三第一項中「五日以内」の下に「（保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）」を加える。

第五十二条の二十三第一項第十号中「又はその子会社」を「、その子会社（銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条第六項中「若しくはその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第五十二条の二十七第一項中「中間業務報告書及び業務報告書」を「当該営業年度の中間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書」に改める。

第五十二条の二十八の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条中「貸借対照表及び損益計算書を作成して、」を「当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては」に、「当該三月以内」を「これらの期間内」に改める。

第五十二条の二十九第一項中「記載した」の下に「当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る」を加え、「（当該銀行の代理店を含む。）」を削る。

第五十二条の三十一第二項中「子会社（当該銀行を除く。次項において同じ。）」を「子法人等（子会社その他銀行持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいい、当該銀行を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第五十二条の三十二第二項中「子会社（当該銀行を除く。第五項において同じ。）」を「子法人等若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三　銀行代理業

第一節　通則

（許可）

第五十二条の三十六　銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2　銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならない。

3　銀行代理業者は、あらかじめ、所属銀行の許諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

（許可の申請）

第五十二条の三十七　前条第一項の許可を受けようとする者（次条第一項及び第五十二条の四十二第四項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名

三　銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四　所属銀行の商号

五　他に業務を営むときは、その業務の種類

六　その他内閣府令で定める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

二　銀行代理業の業務の内容及び方法として

内閣府令で定めるものを記載した書類
三　その他内閣府令で定める書類
（許可の基準）
第五十二条の三十八　内閣総理大臣は、第五十二条の三十六第一項の許可の申請があつたときは、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一　銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。
二　人的構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
三　他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。
2　内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第五十二条の三十六第一項の許可に銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。
（変更の届出）
第五十二条の三十九　銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
2　銀行代理業者は、第五十二条の三十七第二項第二号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
（標識の掲示）
第五十二条の四十　銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
2　銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
（名義貸しの禁止）
第五十二条の四十一　銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

第二節　業務

（業務の範囲）
第五十二条の四十二　銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。
2　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが銀行代理業を適正かつ確実に営むことについて支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないことができる。
3　銀行代理業者は、第一項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。
4　第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには、当該業務を営むことについて第一項の承認を受けたものとみなす。
（分別管理）
第五十二条の四十三　銀行代理業者は、第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。
（顧客に対する説明等）
第五十二条の四十四　銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　所属銀行の商号
二　第二条第十四項各号に規定する契約の締結を代理するか、又は媒介するかの別
三　その他内閣府令で定める事項
2　銀行代理業者は、第二条第十四項第一号に掲げる行為に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。
3　前二項及び他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
（銀行代理業に係る禁止行為）
第五十二条の四十五　銀行代理業者は、銀行代理業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
一　顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
二　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
三　顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者（次号において「密接関係者」という。）の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）
四　当該銀行代理業者の密接関係者に対し、取引の条件が所属銀行の取引の通常の条件に照らして当該所属銀行に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）
五　前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

（特定銀行代理業者の休日及び営業時間）
第五十二条の四十六　特定銀行代理業者（特定銀行代理行為（内閣府令で定める預金の受入れを内容とする契約の締結の代理をいう。次条において同じ。）を行う銀行代理業者をいう。次項及び同条において同じ。）の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。
2　特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。

（臨時休業等）
第五十二条の四十七　特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（所属銀行の廃業等）
第五十二条の四十八　銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めるところにより、一月を下らない期間、当該所属銀行に係る銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

第三節　経理

（銀行代理業に関する帳簿書類）
第五十二条の四十九　銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（銀行代理業に関する報告書）
第五十二条の五十　銀行代理業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（所属銀行の説明書類等の縦覧）
第五十二条の五十一　銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の営業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のために銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。
2　前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四節　監督

（廃業等の届出）
第五十二条の五十二　銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一　銀行代理業を廃止したとき、又は分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人
二　銀行代理業者である個人が死亡したとき。その相続人
三　銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者
四　銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
五　銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

（銀行代理業者による報告又は資料の提出）
第五十二条の五十三　内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（銀行代理業者に対する立入検査）
第五十二条の五十四　内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行代理業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令等）
第五十二条の五十五　内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（銀行代理業者に対する監督上の処分）
第五十二条の五十六　内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該銀行代理業者に対し、第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
二　不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたことが判明したとき。
三　第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。

四　法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
五　公益を害する行為をしたとき。

2　内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

（許可の失効）

第五十二条の五十七　銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の三十六第一項の許可は、効力を失う。
一　第五十二条の五十二各号のいずれかに該当することとなつたとき。
二　所属銀行がなくなつたとき。
三　当該許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く。）。

第五節　所属銀行等

（銀行代理業者に対する指導等）

第五十二条の五十八　所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2　銀行代理業再委託者（銀行代理業を再委託する銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、銀行代理業再受託者（銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む銀行代理業者をいう。以下同じ。）が営む銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（所属銀行等の賠償責任）

第五十二条の五十九　所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一　所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
二　銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該銀行代理業再受託者に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

3　銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

4　第一項の規定は所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再委託者から銀行代理業再受託者に対する求償権の行使を妨げない。

5　民法第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。

（銀行代理業者の原簿）

第五十二条の六十　所属銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関する原簿を、当該所属銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。）に備え置かなければならない。

2　預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

第六節　雑則

（適用除外）

第五十二条の六十一　第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行代理業を営むことができる。

2　銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十三条第四項中「前項第八号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条に次の三号を加える。
十　第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消したとき。
十一　第五十二条の五十六第一項の規定により銀行代理業者の銀行代理業の全部又は一部の停止を命じたとき。
十二　第五十二条の五十七の規定により第五十二条の三十六第一項の許可が効力を失つたとき。

第五十七条の四第二項中「銀行持株会社」の下に「、銀行代理業者」を加える。

第五十八条中「免許」の下に「、許可」を加える。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項の規定に違反して、免許を受けないで銀行業を営んだ者

二　不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

三　第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませた者

四　第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けないで銀行代理業を営んだ者

五　不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者

六　第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に銀行代理業を営ませた者

第六十二条を次のように改める。

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第六十三条第一号を次のように改める。

一　第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

第六十三条第一号の三中「又は第五十二条の二十九第一項」を「、第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項」に改め、「記載をして」の下に「これらの書類を」を加え、同条第二号中「若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項」を「、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三」に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条の三十二第一項若しくは第二項」を「、第五十二条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九　第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第六十三条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二　第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（銀行又は銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三　第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第六十四条第一項第二号中「前条第一号」を「第六十三条第一号」に、「第七号又は第八号」を「第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三条の二」に改め、同項第三号中「又は前条第五号若しくは第六号」を「、第六十三条第五号、第六号若しくは第九号又は前条」に改める。

第六十五条中「、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）」を削り、「法人（第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第十四号を除き、」を「法人等（法人及び第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。」に、「銀行主要株主が法人である」を「銀行主要株主が法人等である」に、「特定主要株主が法人である」を「特定主要株主が法人等である」に、「又は特定持株会社」を「、特定持株会社」に、「清算人は」を「清算人又は銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は」に改め、同条第一号中「第八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四号中「若しくは第五十三条第一項から第三項まで」を「、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項まで」に改め、同条第十号中「若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項」を「、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五」に改め、同条第十八号中「第八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同号を同条第二十号とし、同条第十七号の次に次の二号を加える。

十八　第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九　第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第五号中「代理」の下に「又は媒介」を加える。

第十三条の二第一項第十一号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第九項中「若しくはその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第十六条の四第一項第十号中「又はその子会社」を「、その子会社（長期信用銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項にお

いて同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同項第十一号及び同条第三項中「次条」を「第十七条」に改め、同条第六項中「若しくはその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（長期信用銀行代理業の許可）

第十六条の五　長期信用銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項に規定する長期信用銀行代理業とは、長期信用銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3　長期信用銀行代理業者（第一項の許可を受けて長期信用銀行代理業（前項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う長期信用銀行をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属長期信用銀行の委託を受けた長期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んではならない。

4　長期信用銀行代理業者は、あらかじめ、所属長期信用銀行の許諾を得た場合でなければ、長期信用銀行代理業の再委託をしてはならない。

（許可の基準）

第十六条の六　内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　長期信用銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二　人的構成等に照らして、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三　他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前条第一項の許可に長期信用銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。

（適用除外）

第十六条の七　第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

第十七条中「第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）」の下に「、第五十二条の三十六（許可）、第五十二条の三十八（許可の基準）、第五十二条の六十一第一項（適用除外）」を、「子会社とする持株会社について」の下に「、銀行代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属長期信用銀行について、銀行代理業に係るものにあつては長期信用銀行代理業について」を加える。

第二十一条中「免許」の下に「、許可」を加える。

第二十三条の二の前の見出しを削り、同条第三号中「第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）」を「銀行法」に改め、同条を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第二十三条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

二　第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで長期信用銀行代理業を営んだ者

三　不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者

四　第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者

五　銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に長期信用銀行代理業を営ませた者

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者

二　銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第二十五条第三号中「銀行法第十九条若しくは第五十二条の二十七の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書」を「銀行法第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類」に改め、同条第三号の三を次のように改める。

三の三　銀行法第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第二十五条第四号中「若しくは第二項」を「、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三」に改め、同条第五号中「若しくは

第五十二条の三十二第一項若しくは第二項」を「、第五十二条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

九　銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十　銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二　銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三　銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二十六条中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第二号中「前条第一号から第五号まで又は第八号」を「第二十五条第一号から第五号まで、第八号若しくは第九号又は第二十五条の二」に改め、同条第三号中「第二十三条の二又は前条第六号若しくは第七号」を「第二十三条の二、第二十五条第六号、第七号若しくは第十号又は前条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十七条中「、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）」を削り、「法人（銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、」を「法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体をいう。」に、「長期信用銀行主要株主が法人である」を「長期信用銀行主要株主が法人等である」に、「特定主要株主が法人である」を「特定主要株主が法人等である」に、「又は特定持株会社」を「、特定持株会社」に、「清算人は」を「清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第二十七条第七号及び第八号中「第八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第十三号中「若しくは第三項」を「、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五」に改め、同条に次の二号を加える。

十五　銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十六　銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（信用金庫法の一部改正）

第三条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　登記（第六十五条―第八十五条）」を「第九章　登記（第六十五条―第八十五条）
第九章の二　信用金庫代理業（第八十五条の二・第八十五条の三）」に改める。

第三十三条第一項中「その他の職員」を削る。

第五十三条第二項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第三項第七号を次のように改める。

七　金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

第五十三条中第九項から第十三項までを削り、第十四項を第九項とし、第十五項から第十七項までを五項ずつ繰り上げる。

第五十四条第一項中「会員のために」を削り、同条第四項第七号を次のように改める。

七　金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

第五十四条第八項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第十四項から第十七項まで」を「第九項から第十二項まで」に、「同条第十四項」を「同条第九項」に、「同条第十六項」を「同条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十四条の十五第一項第一号中「当該信用金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加え、同条第八項中「信用金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加える。

第五十四条の十七第一項第十号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う業務若しくはその子会社の営む業務」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

　第九章の二　信用金庫代理業

（許可）

第八十五条の二　信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2　前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一　預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3　信用金庫代理業者（第一項の許可を受けて信用金庫代理業（前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属信用金庫（信用金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第八十五条の三　前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用金庫代理業を行うことができる。

第八十六条中「第八十九条第一項」の下に「及び第三項」を、「免許」の下に「、許可」を加える。

第八十七条に次の一項を加える。

2　信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八十七条の四中「第八十七条」を「第八十七条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。

第八十九条第一項中「第八条第三項（営業所の設置等）」を「第九条（名義貸しの禁止）」に改め、「取引等」の下に「、銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）」を加え、「同条第一項前段の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは、「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条に次の二項を加える。

3　銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業に係るものにあつては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。

4　前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条及び第九十条の二を次のように改める。

第九十条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二　不正の手段により第四条の免許を受けた者

三　第八十五条の二第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用金庫代理業を行つた者

四　不正の手段により第八十五条の二第一項の許可を受けた者

五　第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第九十一条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六　銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用金庫代理業を行わせた者

第九十条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第一号の二を次のように改める。

一　銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二　銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第九十条の三第二号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三」を加え、同条第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十四第一項」を加え、同条に次の二号を加える。

六　銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七　銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第九十条の四中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第二号中「前条第一号から第三号まで」を「第九十条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十条の四」に改め、同条第三号中「第九十条又は前条第四号若しくは第五号」を「第九十条、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十条の四を第九十条の六とし、第九十条の三の次に次の二条を加える。

第九十条の四　銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（金庫又は信用金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三　銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十一条第一項中「、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は」を「若しくは清算人、」に、「社員は」を「社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四　第五十一条第二項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四、第五十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第九十一条第一項第二十五号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

二十六　銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十七　銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（労働金庫法の一部改正）

第四条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二　全国労働金庫協会（第八十九条の二）」を「第九章の二　全国労働金庫協会（第八十九条の二）
第九章の三　労働金庫代理業（第八十九条の三・第八十九条の四）」に改める。

第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

十三　金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）

第五十八条中第九項から第十二項までを削り、第十三項を第九項とする。

第五十八条の二第一項第十一号を次のように改める。

十一　金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）

第五十八条の二中第六項から第十項までを削り、同条第十一項中「第五項」を「前項」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第十二項中「及び第十三項」を「及び第九項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十八条の三第一項第一号中「当該労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第八項中「労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第五十八条の五第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う業務若しくはその子会社の営む業務」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」に改める。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三　労働金庫代理業

（許可）

第八十九条の三　労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2　前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一　預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3　労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第八十九条の四　前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

第九十条中「第九十四条第一項」の下に「及び第三項」を、「免許」の下に「、許可」を加える。

第九十一条に次の一項を加える。

2　労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第九十四条第一項中「第八条第三項（営業所の設置等）」を「第九条（名義貸しの禁止）」に改め、「取引等」の下に「、銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の四第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十四条に次の二項を加える。

3　銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあつては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

4　前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「、次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条の三中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同条第二号中「第九十四条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第九十七条第一項中「又は第二十五条第一項」を「、銀行法第二十五条第一項」に改め、「（立入検査）」の下に「又は銀行法第五十二条の五十三（銀行代理業者による報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の五十四第一項（銀行代理業者に対する立入検査）」を加える。

第九十八条の三中「免許」の下に「、許可」を加える。

第百条及び第百条の二を次のように改める。

第百条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二　不正の手段により第六条の免許を受けた者

三　第八十九条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで労働金庫代理業を行つた者

四　不正の手段により第八十九条の三第一項の許可を受けた者

五　第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第百一条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六　銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に労働金庫代理業を行わせた者

第百条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第九十五条第一項の規定又は銀行法第二十六条第一項若しくは第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二　銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第百条の三中「に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「若しくは第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十四第一項」を加え、同条第二号及び第二号の二を次のように改める。

二　銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二の二　銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第百条の三第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三」を加え、同条に次の二号を加える。

六　銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七　銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第百条の四中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第二号中「前条第一号から第三号まで」を「第百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第百条の四」に改め、同条第三号中「第百条又は前条第四号若しくは第五号」を「第百条、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条の四を第百条の六とし、第百条の三の次に次の二条を加える。

第百条の四　銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（金庫又は労働金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三　銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第百一条第一項中「、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は」を「若しくは清算人」に、「社員は」を「社員又は労働金庫代理業者（労働金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四　第五十六条第二項（第六十二条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の規定、第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第百一条第一項第二十四号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

二十五　銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十六　銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第五条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十二号を次のように改める。

十二　信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項を削る。

第三条第一項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第四条の二第一項第一号中「当該信用協同組合」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加え、同条第八項中「信用協同組合」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加える。

第四条の四第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う事業若しくはその子会社の営む業務」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第六条第一項中「第八条第三項（営業所の設置等）」を「第九条（名義貸しの禁止）」に改め、「取引等」の下に「、銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は信用協同組合等について」を「規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合（第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。）について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者（第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の四中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条を第六条の七とする。

第六条の三第二号中「第六条第一項」の下に「及び前条第一項」を加え、「第七条までにおいて」を削り、同条を第六条の六とし、第六条の二の次に次の三条を加える。

（信用協同組合代理業の許可）

第六条の三　信用協同組合代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

２　前項に規定する信用協同組合代理業とは、信用協同組合等のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一　預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

３　信用協同組合代理業者（第一項の許可を受けて信用協同組合代理業（前項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属信用協同組合（信用協同組合代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う信用協同組合等をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属信用協同組合の委託を受けた信用協同組合代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用協同組合代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第六条の四　前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等（信用協同組合等その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用協同組合代理業を行うことができる。

（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）

第六条の五　銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合について、銀行代理業に係るものにあつては信用協同組合代理業について、それぞれ準用する。

２　前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代

理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「信用組合等（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四に規定する信用組合等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該信用組合等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びに同法第六条の三第三項及び第七条の二第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第九条から第十二条まで」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「信用組合等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の二に次の一項を加える。

2　信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七条の五中「規定による」の下に「許可、」を加える。

第九条を次のように改める。

第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用協同組合代理業を行つた者

二　不正の手段により第六条の三第一項の許可を受けた者

三　銀行法第九条の規定に違反して、他人に信用協同組合等の事業を行わせた者

四　銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用協同組合代理業を行わせた者

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二　銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第一号の二を次のように改める。

一　銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二　銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第十条第二号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三」を加え、同条第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十四第一項」を加え、同条に次の二号を加える。

六　銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七　銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二　銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三　銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第十一条を次のように改める。

第十一条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第九条の二　三億円以下の罰金刑

二　第十条第一号から第三号まで若しくは第六号又は第十条の二　二億円以下の罰金刑

三　第九条、第十条第四号、第五号若しくは第七号又は前条　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十二条第一項中「、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は」を「若しくは清算人、」に、「社員は」を「社員又は信用協同組合代理業者（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は」に改め、同項第一号中「第三条第一項」を「第三条」に、「同項第一号、第七号又は第八号」を「同条各号」に改め、同項第十四号中「又は銀行法第十六条」を「若しくは銀行法第十六条」に、「若しくは第三十八条」を「、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項」に改め、同項第十五号中「第三条第一項第八号」を「第三条第三号」に改め、同項第十七号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

十九　銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十　銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（農業協同組合法の一部改正）

第七条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　登記（第七十四条—第九十二条）」を「第四章　登記（第七十四条—第九十二条）
第四章の二　特定信用事業代理業（第九十二条の二—第九十二条の四）」に改める。

第十条第六項第八号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条第二十九項及び第三十項中「第二十六項」を「第二十項」に改め、同条第三十一項中「第二十六項ただし書及び第二十七項」を「第二十項ただし書及び第二十一項」に改め、同条第十八項から第二十三項までを削る。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

第十一条の二の二　第十条第一項第三号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

第十一条の二の三　第十条第一項第三号の事業を行う組合は、信用事業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一　利用者に対して虚偽のことを告げる行為

二　利用者に対して、不確実な事項につき断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三　利用者に対して、当該組合又は当該組合の特定関係者（当該組合の子会社（第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、当該組合を所属組合（第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の五において同じ。）その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第十一条の三第二項中「説明」の下に「、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行」を加える。

第十一条の四第二項中「（第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）」を削る。

第十一条の五中「（当該組合の子会社その他の当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第十一条の四十五第一項中「にあつては、」を「のうち、信用事業に従属する業務を専ら営むものにあつては主として当該農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のために、その他の会社にあつては」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第四項中「主として」の下に「農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは営む業務又は」を加える。

第十一条の四十七第一項第五号中「の行う事業又はその子会社の」を「、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくはその子会社の」に改め、同条第九項中「の行う事業又は」に改め、同条第九項中「の行う事業若しくはその子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　特定信用事業代理業

第九十二条の二　特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十条第一項第三号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一　資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

四　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業（前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同

項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十条第一項第三号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

第九十二条の三　前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一条の二の三、前条第三項、第九十三条第二項及び第九十八条第二項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第六章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

第九十二条の四　銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項第二号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条第二項中「第九十九条の六第三号」を「第百条の三第一項第四号」に改め、「いう。）」の下に「、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「子会社等」の下に「、信用事業受託者」を加える。

第九十四条第五項及び第六項中「子会社等」の下に「、信用事業受託者」を加える。

第九十七条の三中「による認可」の下に「、許可」を加え、「（次条において「認可等」という。）」を削る。

第九十七条の四第一項中「認可等」を「認可又は承認（次項において「認可等」という。）」に改める。

第九十八条第二項ただし書中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同条第三項中「除く。）」の下に「並びに第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限」を加える。

第九十九条の二中「の規定による業務報告書」を「又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類」に、「又は業務報告書」を「又はこれらの書類」に、「して業務報告書」を「してこれらの書類」に、「又は第十号」を「若しくは第十号」に、「に係る業務報告書」を「又は特定信用事業代理業者に係る書類」に改め、同条を第九十九条の二の三とする。

第九十九条の次に次の二条を加える。

第九十九条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十一条の二の二の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二　第九十二条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

三　不正の手段により第九十二条の二第一項の許可を受けた者

四　準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第九十九条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　準用銀行法第五十二条の五十六第一項の

規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条の三を次のように改める。

第九十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第五十四条の三第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二　準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三　準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

四　準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五　準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の四中「子会社等」の下に「、信用事業受託者」を加える。

第九十九条の六を削り、第九十九条の五を第九十九条の六とし、第九十九条の四の次に次の一条を加える。

第九十九条の五　第十一条の二の三（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の二を第百条の四とし、第百条の次に次の二条を加える。

第百条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三　準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第百条の三　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第九十九条の二の二　三億円以下の罰金刑

二　第九十九条の二の三　五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、二億円以下の罰金刑）

三　第九十九条の三第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第九十九条の五　二億円以下の罰金刑

四　第九十九条の四　五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

五　第九十九条の二、第九十九条の三第三号、第九十九条の六又は前条　各本条の罰金刑

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百一条第一項中「又は中央会の役員又は清算人」を「若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同項第二号の二中「又は第九十七条の二」を「、第九十二条の三第三項若しくは第九十七条の二又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項」に改め、同項第十七号の次に次の三号を加える。

十七の二　準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十七の三　準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十七の四　準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

（水産業協同組合法の一部改正）

第八条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　登記（第百一条—第百二十一条）」を「第七章　登記（第百一条—第百二十一条）第七章の二　特定信用事業代理業（第百二十一条の二—第百二十一条の四）」に改める。

第十一条第三項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第十一条の四第二項中「第十一条の六第一項」の下に「、第十一条の六の三」を、「第五十八条の三第一項及び第四項」の下に「、第百二十一条第二項」を加える。

第十一条の五中「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に改める。

第十一条の六の次に次の二条を加える。

（名義貸しの禁止）

第十一条の六の二　第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

（信用事業に係る禁止行為）

第十一条の六の三　第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　利用者に対し、虚偽のことを告げる行為

二　利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三　利用者に対し、当該組合又は当該組合の特定関係者（当該組合の子会社（第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。第十一条の八第二項、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の二第二項において同じ。）、当該組合を所属組合（第百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の九において同じ。）その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第十一条の七第二項中「説明」の下に「、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行」を加える。

第十一条の八第二項中「（第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の二第二項において同じ。）」を削る。

第十一条の九中「（当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第十七条の二第一項中「の行う事業」を「その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第四項中「の行う事業」を「その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務」に改める。

第四十一条の二第一項中「第八十七条第十一項」を「第八十七条第八項」に改める。

第八十七条第四項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第八十七条の二第一項中「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

第八十七条の三第一項第五号中「の行う事業又はその子会社の」を「、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は」に改め、同条第十項中「の行う事業若しくはその子会社の」を「、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは」に改める。

第九十二条第一項中「第十一条の六第一項」の下に「、第十一条の六の二、第十一条の六の三」を加え、「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に、「第八十七条第十四項」を「第八十七条第十一項」に改める。

第九十三条第二項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、同条第十一項中「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第九十六条第一項中「第十一条の六第一項」の下に「、第十一条の六の二、第十一条の六の三」を加え、「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に、「第九十三条第十一項」を「第九十三条第八項」に改める。

第九十七条第三項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第百条第一項中「第十一条の六第一項」の下に「、第十一条の六の二、第十一条の六の三」を加え、「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に、「第九十七条第十二項」を「第九十七条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　特定信用事業代理業

（許可）

第百二十一条の二　特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2　前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一　資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

四　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3　特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業（前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第百二十一条の三　前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

2　銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一条の六の三（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、前条第三項、第百二十二条第二項及び第百二十七条第二項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）

第百二十一条の四　銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の二第二項第二号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十二条第二項中「子会社」を「子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「子会社（第三項に規定する子会社をいう。次条、第百二十九条及び第百三十条において同じ。）」を「子法人等又は信用事業受託者」に改める。

第百二十三条第五項中「子会社」を「子法人等又は信用事業受託者」に改める。

第百二十七条第二項ただし書中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同条第三項中「は、同項ただし書」を「並びに第百二十一条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書」に改める。

第百二十八条の二を次のように改める。

第百二十八条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十一条の六の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二　第百二十一条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

三　不正の手段により第百二十一条の二第一項の許可を受けた者

四　準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第百二十八条の二の次に次の二条を加える。

第百二十八条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第百二十八条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二　第五十八条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三　準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

四　準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

五　準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六　準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十九条を次のように改める。

第百二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

一　第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第百二十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十九条の次に次の三条を加える。

第百二十九条の二　第十一条の六の三（第一号に係る部分に限り、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百二十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三　準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第百二十九条の四　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百二十八条の三　三億円以下の罰金刑

二　第百二十八条の四第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号又は第百二十九条の二　二億円以下の罰金刑

三　第百二十九条　五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者にあつては、二億円以下の罰金刑）

四　第百二十八条の二、第百二十八条の四第四号又は前条　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百三十条第一項中「又は清算人」を「若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第十一条第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第六項ただし書、第九十七条第七項ただし書又は第百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

第百三十条第一項第四号中「又は第九十一条の二第五項」を「、第九十一条の二第五項」に、

「の規定」を「若しくは第百二十一条の三第三項又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定」に改め、同項第八号中「を子会社」の下に「（第百二十二条第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第四十二号の次に次の三号を加える。

四十二の二　準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

四十二の三　準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

四十二の四　準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第百三十条第三項中「第十一項」を「第八項」に、「故なく」を「正当な理由なく」に改め、「これを」を削る。

（農林中央金庫法の一部改正）

第九条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第九章　解散及び清算（第九十一条―第九十五条）」を「第九章　解散及び清算（第九十一条―第九十五条）
第九章の二　農林中央金庫代理業（第九十五条の二―第九十五条の四）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

6　農林中央金庫は、第九十五条の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

7　農林中央金庫は、自己の名義をもって、他人にその業務を営ませてはならない。

第五十四条第四項第十号中「指定する」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条中第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とする。

第五十七条第二項中「説明」の下に「、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第五十九条中「子会社」の下に「、農林中央金庫代理業者（第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項において同じ。）」を、「この条」の下に「及び次条第三号」を加える。

第四章中第五十九条の次に次の一条を加える。

（農林中央金庫の業務に係る禁止行為）

第五十九条の二　農林中央金庫は、その業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三　顧客に対し、農林中央金庫又は農林中央金庫の特定関係者その他農林中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第七十二条第一項第八号中「又はその子会社の」を「、その子会社（第一号及び第五号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの」に改め、同条第十項中「若しくはその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの」に改める。

第八十二条第一項中「農林中央金庫」の下に「及び農林中央金庫代理業者」を加え、同条第三項中「第二項」の下に「並びに第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項」を加える。

第八十三条第一項中「ときは、農林中央金庫」の下に「（農林中央金庫代理業者を含む。）」を加え、同条第二項中「子会社」を「子法人等（子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者（農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第八十四条第一項中「に農林中央金庫」の下に「（農林中央金庫代理業者を含む。）」を加え、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二　農林中央金庫代理業

（許可）

第九十五条の二　農林中央金庫代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項に規定する「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3　農林中央金庫代理業者（第一項の許可を受けて農林中央金庫代理業（前項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、農林中央金庫の委託を受け、又は農林中央金庫の委託を受けた農林中央金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、農林中央金庫代理業を営んではならない。

（適用除外）

第九十五条の三　前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

2　銀行等が前項の規定により農林中央金庫代理業を営む場合においては、当該銀行等を農林中央金庫代理業者とみなして、第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに前条第三項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して農林中央金庫代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

（農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用）

第九十五条の四　銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては農林中央金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、銀行代理業に係るものにあつては農林中央金庫代理業について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項第一号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の次に次の二条を加える。

第九十八条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第七項の規定に違反して他人に農林中央金庫の業務を営ませた者

二　第九十五条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで農林中央金庫代理業を営んだ者

三　不正の手段により第九十五条の二第一項の許可を受けた者

四　準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に農林中央金庫代理業を営ませた者

第九十八条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条第一項中「又はその子会社の役員又は職員」を「若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第八十条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

第九十九条第一項第二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項」に、「説明書類」を「書類」に改め、「をして」の下に「これらの書類を」を加え、同項第三号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十三」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十四第一項」を加え、同項に次の二号を加える。

五　準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六　準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

第九十九条第二項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第九十九条の二　第五十九条の二（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
三　準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
第九十九条の四　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一　第九十八条の三　三億円以下の罰金刑
二　第九十九条第一号から第五号まで　二億円以下の罰金刑（清算中の農林中央金庫にあつては、三百万円以下の罰金刑）
三　第九十九条の二　二億円以下の罰金刑
四　第九十八条の二、第九十九条第六号又は前条　各本条の罰金刑
2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条第一項中「清算人又は」を「清算人、」に改め、「社員」の下に「又は農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項」を加え、同項第三十三号の次に次の四号を加える。
三十三の二　第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
三十三の三　準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。
三十三の四　準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
三十三の五　準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。
第百条第一項第三十四号中「第三条第四項」の下に「若しくは第六項」を加える。

（預金保険法の一部改正）

第十条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項を次のように改める。
機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関又は金融機関代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）に対し、その業務の一部を委託することができる。
第三十五条第二項中「及び金融機関」を「、金融機関及び金融機関代理業者」に改め、同条第三項中「金融機関」の下に「又は金融機関代理業者」を加える。
第三十七条第一項中「金融機関」の下に「（当該金融機関を所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）とする金融機関代理業者を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「使用人」の下に「並びに破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人）」を、「又は破綻金融機関」の下に「及び破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者」を加える。
第五十一条第一項中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」及び「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削る。
第八十一条第一項中「使用人」の下に「並びに被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人）」を、「又は被管理金融機関」の下に「及び被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者」を加える。
第百十五条中「特別危機管理銀行」の下に「及び特別危機管理銀行を所属金融機関とする金融機関代理業者」を加える。
第百三十六条第一項中「（代理店を含む。）」を「（金融機関代理業者を含む。）」に改め、同条第二項中「業務の委託を受けた者」の下に「（金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」を加える。
第百三十七条第一項中「（代理店を含む。）」を「（金融機関代理業者を含む。）」に改める。
第百四十五条第一項中「使用人」の下に「若しくは当該破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）」を加え、同条第二項中「使用人」の下に「若しくは当該被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）」を加える。
第百四十九条第一項第二号中「第百四十六条」を「第百四十五条（法人である金融機関代理業者に係る部分に限る。）、第百四十六条」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十一条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百四十五条」を「第三百四十五条の二」に改める。

第百四十五条第二項中「第四百六十八条」を「第四百八十六条」に改める。

第百八十六条のうち協同組合による金融事業に関する法律第六条の六第二項の改正規定中「第六条の六第二項」を「第六条の五第二項」に改め、同法第六条の八第二号の改正規定中「第六条の八第二号」を「第六条の七第二号」に改める。

第百九十三条のうち信用金庫法第三十五条の次に八条及び節名を加える改正規定のうち第三十五条の二に係る部分を次のように改める。

（役員の任期）

第三十五条の二　役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

２　補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

３　設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

４　第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第百九十三条のうち信用金庫法第五十二条の改正規定のうち同条第二項本文に係る部分中「定める」の下に「債権者以外の」を加える。

第百九十七条のうち労働金庫法第三十二条から第三十七条までを改める改正規定のうち第三十六条に係る部分を次のように改める。

（役員の任期）

第三十六条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

２　補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

３　設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

４　第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第百九十七条のうち労働金庫法第五十七条の改正規定のうち同条第二項本文に係る部分中「定める」の下に「債権者以外の」を加える。

第二百四条のうち銀行法第五十一条第四項の改正規定を次のように改める。

第五十一条第四項中「商法第四百八十三条ノ三（外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議）」を「会社法第八百二十条（日本に住所を有する日本における代表者の退任）」に改め、同条に次の一項を加える。

５　外国銀行支店に対する会社法第八百二十二条第一項（日本にある外国会社の財産についての清算）の規定の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人若しくは内閣総理大臣」とする。

第二百四条のうち銀行法第五十二条の二十八の改正規定のうち同条第三項及び第五項に係る部分中「中間貸借対照表等及び」を削る。

第二百四条のうち銀行法第五十二条の五十一第一項の次に一項を加える改正規定中「電礎的記録」を「電磁的記録」に改める。

第二百四条のうち銀行法第五十七条の次に三条を加える改正規定のうち第五十七条の四第一号に係る部分中「中間貸借対照表」を「同項に規定する中間貸借対照表等」に改める。

第二百四条のうち銀行法第六十三条の三に一号を加える改正規定中「（調査記録簿の記載等）」を「（調査記録簿等の記載等）」に改める。

第七章中第三百四十五条の次に次の一条を加える。

（社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正）

第三百四十五条の二　社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「二条を」を「三条を」に改める。

第四百二十三条のうち商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第十四条第三項の改正規定中「商法（明治」を「（明治」に改める。

第四百四十九条のうち産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

附則第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第三百四十五条の二の規定　銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の公布の日

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の規定　公布の日

二　附則第十五条及び第二十六条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）第二条第十四項に規定する銀行代理業（以下「銀行代理業」という。）を営んでいる者（次条第一項の規定により施行日において新銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。）は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新銀行法第五十二条の三十六第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により銀行代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新銀行法第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、引き続き銀行代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、そ

の期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き銀行代理業を営む場合においては、その者を銀行代理業者（新銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）とみなして、新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新銀行法第九章の規定を適用する。この場合において、新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「銀行代理業の廃止を命じ」とする。

第三条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第八条第一項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む者（新銀行法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等を除く。）は、施行日において新銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなして新銀行法の規定を適用する。

2　前項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3　第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新銀行法第五十二条の三十九の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

4　この法律の施行の際現に旧銀行法第八条第一項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む者（新銀行法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等に限る。次項において「銀行代理業を営む銀行等」という。）に対する新銀行法第五十二条の六十一第三項の規定の適用については、同項中「銀行代理業を営もうとするときは」とあるのは、「銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

5　銀行代理業を営む銀行等については、新銀行法第五十二条の六十一第二項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

第四条　銀行（新銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行（第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）の支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八条第一項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第五条　銀行又は長期信用銀行の外国における支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八条第二項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第六条　新銀行法第八条第三項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

第七条　新銀行法第十三条の二（新長期信用銀行法第十七条、第三条の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）第八十九条第一項、第四条の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）第九十四条第一項及び第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下「新協金法」という。）第六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、銀行等（銀行、長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会（新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。）をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）の施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第八条　新銀行法第二十条、第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社（新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の施行日以後に開始する営業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の施行日前に開始した営業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

2　新銀行法第二十一条第一項及び第二項（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第一項、新労働金庫法第九十四条第一項及び新協金法第六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、施行日前に開始した銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

第九条　新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる新銀行法第二条第十四項に規定する行為（新長期信用銀行法

第十六条の五第二項、新信用金庫法第八十五条の二第二項、新労働金庫法第八十九条の三第二項及び新協金法第六条の三第二項に規定する行為を含む。)について適用する。

2　新銀行法第五十二条の五十(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する銀行代理業者、長期信用銀行代理業者(新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。)、信用金庫代理業者(新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。)、労働金庫代理業者(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。)又は信用協同組合代理業者(新協金法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十第一項に規定する報告書について適用する。

3　新銀行法第五十二条の五十一(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する所属銀行(新銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。)、所属長期信用銀行(新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行をいう。)、所属信用金庫(新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。)、所属労働金庫(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。)若しくは所属信用協同組合(新協金法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。)又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第十条　この法律の施行の際現に新長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業(以下「長期信用銀行代理業」という。)を営んでいる者(次条第一項の規定により施行日において新長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。)は、施行日から起算して三月間(当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新長期信用銀行法第十六条の五第一項の規定にかかわらず、引き続き長期信用銀行代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き長期信用銀行代理業を営む場合においては、その者を長期信用銀行代理業者とみなして、新長期信用銀行法第十六条の五第三項及び第四項の規定、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十七、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新長期信用銀行法第二十三条の二から第二十七条までの規定を適用する。この場合において、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「長期信用銀行代理業の廃止を命じ」とする。

第十一条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の長期信用銀行法(第四項において「旧長期信用銀行法」という。)第十七条において準用する旧銀行法第八条第一項の規定により設置された代理店において長期信用銀行代理業を営む者(新長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等を除く。)は、施行日において新長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を受けたものとみなして、新長期信用銀行法の規定を適用する。

2　前項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3　第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十九の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

4　この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第八条第一項の規定により設置された代理店において長期信用銀行代理業を営む者(新長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等に限る。次項において「長期信用銀行等」という。)に対する新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第三項の規定の適用については、同項中「銀行代理業を営もうとするときは」とあるのは、「銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第　　号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

5　長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行等については、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十九の規定は、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第二項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条　この法律の施行の際現に新信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理

業（以下この条において「信用金庫代理業」という。）を行っている者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新信用金庫法第八十九条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新信用金庫法第八十五条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き信用金庫代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き信用金庫代理業を行う場合においては、その者を信用金庫代理業者とみなして、新信用金庫法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項の規定、新信用金庫法第八十九条第一項又は第三項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新信用金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「信用金庫代理業の廃止を命じ」とする。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の施行の際現に新労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業（以下この条において「労働金庫代理業」という。）を行っている者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新労働金庫法第九十四条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新労働金庫法第八十九条の三第一項の規定にかかわらず、引き続き労働金庫代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き労働金庫代理業を行う場合においては、その者を労働金庫代理業者とみなして、新労働金庫法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項の規定、新労働金庫法第九十四条第一項又は第三項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新労働金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新労働金庫法第九十四条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「労働金庫代理業の廃止を命じ」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この法律の施行の際現に新協金法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業（以下この条において「信用協同組合代理業」という。）を行っている者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新協金法第六条の五第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用協同組合代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新協金法第六条の三第一項の規定にかかわらず、引き続き信用協同組合代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き信用協同組合代理業を行う場合においては、その者を信用協同組合代理業者とみなして、新協金法第六条の三第三項及び第七条の二第二項の規定、新協金法第六条第一項又は第六条の五第一項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新協金法第九条から第十二条までの規定を適用する。この場合において、新協金法第六条の五第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「信用協同組合代理業の廃止を命じ」とする。

（準備行為）

第十五条　新銀行法第五十二条の三十六第一項、新長期信用銀行法第十六条の五第一項、新信用金庫法第八十五条の二第一項、新労働金庫法第八十九条の三第一項又は新協金法第六条の三第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新銀行法第五十二条の三十七（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項又は新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

4　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第七条の規定による改正後の農業協同組合法（以下「新農業協同組合法」という。）第十一条の五の規定は、組合（農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。）の施行日以後にする取引又は行為について適用し、組合の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第十七条　この法律の施行の際現に新農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業（以下この条において「特定信用事業代理業」という。）を行っている者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用事業代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新農業協同組合法第九十二条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き特定信用事業代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き特定信用事業代理業を行う場合においては、その者を特定信用事業代理業者（新農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次条第二項において同じ。）とみなして、新農業協同組合法第十一条の二の三、第九十二条の二第三項、第九十三条第二項及び第九十八条第二項の規定、新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新農業協同組合法第六章の規定を適用する。この場合において、新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

第十八条　新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する行為について適用する。

2　新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する特定信用事業代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3　新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所属組合（新農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）の事業年度に係る新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第八条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下「新水産業協同組合法」という。）第十一条の九（新水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。）の施行日以後にする取引又は行為について適用し、組合の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第二十条　この法律の施行の際現に新水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業（以下この条において「特定信用事業代理業」という。）を行っている者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新水産業協同組合法第百二十一条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用事業代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新水産業協同組合法第百二十一条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き特定信用事業代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き特定信用事業代理業を行う場合においては、その者を特定信用事業代理業者（新水産業協同組合法第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次条第二項において同じ。）とみなして、新水産業協同組合法第十一条の六の三（新水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十一条の二第三項、第百二十二条第二項及び第百二十七条第二項の規定、新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十

一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新水産業協同組合法第九章の規定を適用する。この場合において、新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

第二十一条　新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する行為について適用する。

2　新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する特定信用事業代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3　新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所属組合（新水産業協同組合法第百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。）の事業年度に係る新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第九条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下「新農林中央金庫法」という。）第三条第六項の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

第二十三条　新農林中央金庫法第五十九条の規定は、農林中央金庫の施行日以後にする取引又は行為について適用し、農林中央金庫の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第二十四条　この法律の施行の際現に新農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業（以下この条において「農林中央金庫代理業」という。）を営んでいる者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き農林中央金庫代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き農林中央金庫代理業を営む場合においては、その者を農林中央金庫代理業者（新農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次条第二項において同じ。）とみなして、新農林中央金庫法第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第九十五条の二第三項の規定、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新農林中央金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「農林中央金庫代理業の廃止を命じ」とする。

第二十五条　新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する行為について適用する。

2　新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3　新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫の事業年度に係る同条第一項に規定する書類について適用する。

（準備行為）

第二十六条　新農業協同組合法第九十二条の二第一項、新水産業協同組合法第百二十一条の二第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新農業協同組合法第九十二条の四第一項、新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十七の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

4　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法

律の規定を準用する。

（漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正）

第二十七条　漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十一条第十項」を「第十一条第七項」に改める。

第九条中「第八十七条第十二項」を「第八十七条第九項」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第二十八条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「第十条第二十六項ただし書」を「第十条第二十項ただし書」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(三)に次のように加える。

八　銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円

別表第一第二十四号の六を同表第二十四号の七とし、同表第二十四号の二から第二十四号の五までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二　金融機関の代理業の許可		
(一)　銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(二)　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の長期信用銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(三)　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第一項（許可）の信用金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(四)　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第一項（許可）の労働金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(五)　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	許可件数	一件につき九万円

別表第一第三十一号の前に次のように加える。

三十の六　農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可		
(一)　農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円
(二)　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第一項（許可）の農林中央金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(三)　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(四)　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円

別表第三の二十四の項中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の次に次のように加える。

一の二　金融庁又は財務省	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による同法第五十二条の三十六第一項の許可又は同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三　金融庁又は財務省	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）による同法第十六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の四　金融庁又は財務省	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による同法第八十五条の二第一項の許可又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の五　金融庁若しくは財務省又は厚生労働省	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の六　金融庁又は財務省	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）による同法第六条の三第一項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の七　金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の八　金融庁若しくは財務省又は農林水産省	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第百二十一条の二第一項の許可又は同法第百二十一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の九　金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中八の項を削り、七の項を八の項とし、二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二　都道府県知事	労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次のように加える。

二　労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第三十一条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第四項中「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第三十二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十一項」を「第八項」に改める。

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第三十三条　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第三号中「又は代理店」を削る。

（郵政民営化法の一部改正）

第三十四条　郵政民営化法（平成十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「第百十二条第二項」を「第百十二条第三項」に改める。

第八十四条を次のように改める。

（銀行代理業の許可に関する特例）

第八十四条　郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、郵便貯金銀行を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2　前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第　号）の施行の際における同法第百十条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵便局株式会社が営む業務として郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第九十八条第二項第二号中「代理店が継続的に設置されている」を「銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）への継続的な業務の委託がされている」に改める。

第百一条中「及び代理店」を削り、同条に次の一項を加える。

2　郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者として承継計画において定められたものについて、第百十二条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第百十二条第一項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　郵便貯金銀行は、銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

第百十六条第一項中「代理店の営業所」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所」に改める。

第百十七条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者（前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第百十八条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第百九十六条第四号中「第百十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（郵便局株式会社法の一部改正）

第三十五条　郵便局株式会社法（平成十七年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第五項を削る。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十六条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第二項の表第五十八条第一項の項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）」に改める。

附則第六十七条を次のように改める。

第六十七条　郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において、郵便局株式会社が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者（施行日から引き続いて新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。）に再委託をして銀行代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四条第一項第四号において同じ。）を行わせる旨が承継計画（郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。）において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2　前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第　　号）の施行の際における同法第百十条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第　　号）附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

附則第七十四条第一項ただし書中「第五号」を「第四号」に、「附則第六十八条第一項」を「附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「登録を受けた」を「許可を受け、又は登録を受けた」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　銀行代理業

（金融庁設置法の一部改正）

第三十七条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、ニからヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者

（処分等の効力）

第三十八条　この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十九条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（権限の委任）

第四十条　内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2　前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務

支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣にあっては、地方支分部局の長）に委任することができる。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四十二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理　由

内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、預金者等の利便性の向上に資するため、銀行代理店制度について見直しを行い、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度等を創設するとともに、子会社規制の緩和を行う等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　銀行等の代理店制度を見直し、より幅広い形態での銀行代理業への参入を認めることにより、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保・向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度を創設することとし、具体的には次のような措置を講ずることとする。

(一)　一般の事業者が銀行代理業に参入する際に課されている出資規制や兼業規制を撤廃することとする。

(二)　銀行代理業の適正・確実な遂行を確保するため、銀行代理業の参入に当たっては許可制とするほか、兼業については個別承認制とするとともに、抱き合わせ販売や情実融資の禁止等、利用者保護等のための措置を講ずることとする。

2　銀行等の経営の効率化のため、子会社規制の緩和を行うほか、銀行等の適切な業務運営を確保するため、業務委託先への報告徴求や立入検査を可能とする等、所要の措置を講ずることとする。

3　この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図ろうとするものであり、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十七年十月十八日

財務金融委員長　小野　晋也

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　銀行代理業者の参入の許可制、兼業の承認制については、可能な限りその要件を明確化し、透明性の高い仕組みを構築すること。

一　代理業者が自ら兼業する業務と金融商品の抱き合わせ販売、代理業者が自らの地位を利用した情実融資等の懸念を払拭すべく、代理業者はもとより委託元銀行への監督、指導を徹底すること。

一　代理業者の端末から委託元銀行のホストコンピュータに通じること等による顧客情報漏洩の懸念を払拭すべく、代理業者の内部管理体制を整備させるとともに、委託元銀行に対しても人的・技術的補完を行うよう監督、指導を徹底すること。

一　代理業者が唯一の地域金融の担い手になるという事態をも想定し、その参入許可、兼業承認の審査に当たっては、顧客サービス、顧客保護の充実という観点から十分かつ迅速に行えるよう適切な措置を講ずること。

一　銀行代理業者への参入許可、兼業承認などの実務を担う地方財務局等がその行政機能を発揮できるよう、組織、要員等につき、遺憾なきを期すること。

一　今回の改正により、金融サービスの販売部門を一般に開放する制度改革については完了し、競争原理の環境が整うことから、引き続き、顧客情報や資産保護の観点を踏まえつつ、金融サービスの利用者保護のための横断的法制の整備を急ぐこと。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十七年十月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条―第三条」に、「第二章　特定建築物に係る措置（第二条―第四条）」を「第二章　基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条・第五条）　第三章　特定建築物に係る措置（第六条・第七条）」に、「第三章」を「第四章」

に、「第五条―第十条」を「第八条―第十二条」に、「第四章　雑則（第十一条―第十三条）」を「第五章　建築物の耐震改修に係る特例（第十三条―第十六条）
第六章　耐震改修支援センター（第十七条―第二十七条）」に、「第五章」を「第七章」に、「第十四条―第十六条」を「第二十八条―第三十条」に改める。

第十六条を第三十条とし、第十五条を削る。

第十四条中「第四条第三項」を「第七条第四項」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三　第二十四条第二項の規定に違反した者

四　第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第五章を第七章とする。

第十条及び第四章を削る。

第三章中第九条を第十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

第五章　建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第十三条　第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3　特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第十四条　第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第十五条　第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2　前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（住宅金融公庫の資金の貸付けの特例）

第十六条　住宅金融公庫が、認定建築物である住宅の耐震改修をしようとする認定事業者に対し、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十条第四項の規定による限度内において同法第十七条第五項の規定により資金を貸し付ける場合においては、当該貸付金を同法第二十一条第一項の表四の項に規定する優良住宅改良に係る貸付金とみなして、同項の規定を適用する。

第六章　耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第十七条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一　職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第十八条　国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

２　センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

３　国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第十九条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第二十条　センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

２　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第二十一条　センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

３　国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第二十二条　センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十三条　センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　債務保証業務及びこれに附帯する業務

二　第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第二十四条　センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

２　前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十五条　国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告、検査等）

第二十六条　国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し等）

第二十七条　国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反したとき。

二　第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三　第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。

四　第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五　センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六　不正な手段により指定を受けたとき。

２　国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第八条を第十一条とする。

第七条中「この章において」を削り、同条を第十条とする。

第六条第一項中「以下この章において」を「第十三条第一項及び第三項を除き、以下」に改め、同条を第九条とする。

第五条第三項第三号中「増築（」の下に「柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくはを、「部分に」の下に「柱若しくは」を、「限る。」）」の

下に「、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）」を加え、同号ロ中「計画」の下に「（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）」を加え、同項第四号中「建築物について」の下に「柱若しくは」を加え、同号ロ⑴及び⑵中「壁又は柱若しくは」を「柱、壁又は」に改め、同条を第八条とする。

第三章を第四章とする。

第四条第一項中「（建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）」を削り、「前条の指針」を「基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項」に改め、同条第二項中「病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する」を「次に掲げる」に、「前条の指針」を「基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物

二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物

三　前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

第四条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「関係人」を「関係者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二章中第四条を第七条とし、第三条を削る。

第二条中「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの」を「次に掲げる建築物」に改め、「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削り、「第五条」を「第八条」に改め、「この章において」、「（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）」及び「（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の各号を加える。

一　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三　地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

第二条を第六条とする。

第一章を第三章とする。

第一条の次に次の二条及び一章を加える。

（定義）

第二条　この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

２　この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

３　この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条　国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

３　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

４　国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章　基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五　次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

３　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）
第五条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
2　都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
二　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
四　建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
五　その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
3　都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
一　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合　特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
三　前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合　機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
4　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
5　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
6　前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
7　市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
8　市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
附則第二項を次のように改める。
（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）
2　第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（処分、手続等に関する経過措置）
第二条　この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
2　新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）
第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（建築基準法の一部改正）
第六条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。
第十五条第二項第一号中「第五条第一項」を「第八条第一項」に、「第四条第一項」を「第二条第三項」に改める。
（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）
第七条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。
附則第十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。
五　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十四条に規定する業務を行うこと。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四条のうち建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の改正規定中「第十条」を「第十六条」に改める。

理　由

建築物の耐震改修の一層の促進を図るため、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画の策定、所管行政庁による指導及び助言等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、所管行政庁の認定を受けた計画に係る特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る耐震改修支援センターによる債務保証の実施等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、建築物の耐震改修の一層の促進を図るため、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画の策定、所管行政庁による指導及び助言等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、所管行政庁の認定を受けた計画に係る特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る耐震改修支援センターによる債務保証の実施等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　基本方針

㈠　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。

㈡　基本方針においては、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項等を定めること。

2　都道府県耐震改修促進計画等

㈠　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めること。

㈡　都道府県耐震改修促進計画においては、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標等を定めること。

3　特定建築物に係る措置

㈠　特定建築物に、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の建築物等を追加すること。

㈡　所管行政庁による指示の対象となる特定建築物に、小学校、老人ホーム等地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物等を追加すること。

㈢　所管行政庁は、所管行政庁による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができること。

4　建築物の耐震改修に係る特例

都道府県耐震改修促進計画に記載した場合において、仮住居を必要とする特定入居者に特定優良賃貸住宅を賃貸できるとともに、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が、委託に基づき、一定の建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができること。

5　耐震改修支援センター

国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として、耐震改修支援センターを指定することができること。

6　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

建築物の耐震改修の一層の促進を図るため、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画の策定、所管行政庁による指導及び助言等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、所管行政庁の認定を受けた計画に係る特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る耐震改修支援センターによる債務保証の実施等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十七年十月十八日

国土交通委員長　林　幹雄

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一　大規模地震の被害軽減対策を確実に実施するため、全国での建築物の耐震化の一層の促進が図られるよう、都道府県、市町村等と連携協力して最大限の努力を行うこと。

二　住宅、建築物の耐震化を効率よく促進させるためには、住宅、建築物の耐震性能や、その性能を把握したり向上させる施策についての理解を深めることが重要であることから、地方公共団体、関係機関との協力のもと、積極的に普及啓発を図ること。

三　住宅の耐震化が適切に促進されるよう、住宅所有者等のための総合的な相談体制の整備充実に努めること。

四　住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を支援するため、補助、融資、税制等の助成制度の一層の充実を図るよう努めること。

五　都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、都道府県の意欲と自主性を尊重しつつ、区域内の建築物等の実情に合った実効性のあるものとなるよう、必要な技術的指導、情報提供等の支援を行うこと。また、区域内の実情を把握する市町村の意見が的確に反映されるよう配慮すること。

六　耐震改修支援センターの指定に当たっては、客観性、透明性のある手続きに基づき、資質、能力等を厳正に審査するとともに公募制の導入等も含めて検討し、債務保証のあり方も含めて業務運営の健全性、透明性の確保に万全を期すること。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十七年九月三十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

電波法及び放送法の一部を改正する法律

（電波法の一部改正）

第一条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三項第二号中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改め、同条第四項中「除く」の下に「。以下この項において「特定放送局」という」を、「次の各号」の下に「（人工衛星に開設する特定放送局にあつては、第一号、第二号又は第四号）」を加え、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（前号に該当する場合を除く。）

イ　第一項第一号から第三号までに掲げる者

ロ　イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

第二十七条の十九中「第百三条の二第二項第二号」を「第百三条の二第四項第二号」に改める。

第七十五条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第四項（第三号に該当する場合に限る。）の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、同項第三号に該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができる。

第九十九条の十一第一項第一号中「第百三条の二第七項」を「第百三条の二第九項」に改める。

第百三条の二第一項中「次の表」を「別表第六」に改め、同項の表を削り、同条第二十三項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条中第二十一項を第二十三項とし、第十八項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、同条第十二項中「及び第三項」を「、第二項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「及び第三項から第八項まで」を「、第二項及び第五項から第十項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　次の各号に掲げる免許人等又は特定免許等不要局を開設した者が納めなければならない電波利用料の金額は、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

一　地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの（前項第二号及び第三号に掲げる無線局を除く。）の免許人等又は特定免許等不要局を開設した者　第一項及び第五項から第十項まで

二　周波数割当計画において無線局の使用する電波の周波数の全部又は一部について使用の期限が定められている場合（第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。）において当該無線局をその免許等の日又は応当日から起算して二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局の免許人等　第一項

第百三条の二第九項中「第十六項に」を「第十八項に」に、「第十六項後段」を「第十八項後段」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第三項及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「第六項」を「第八項」に、「三千四十円」を「掲げる金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「五百四十円」の下に「（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、四百二十円）」を加え、「五百八十円」を「五百七十円」に、「三千四十円」を「別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額」に改め、「の数又は登録局の数」の下に「（当該包括免許人等が他の包

括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「五百四十円」の下に「（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、四百二十円）」を加え、「五百八十円」を「五百七十円」に、「三千四十円」を「別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第八項の」を「第十項の」に、「又は第九項」を「又は第十一項」に改め、同項第三号中「電波」を「電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する研究開発並びに既に開発されている電波」に改め、同項第五号中「第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

六　電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送路設備（有線通信を行うためのものに限り、これと一体として設置される総務省令で定める附属設備を含む。）の整備のための補助金の交付

第百三条の二第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数（三千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下この条において「広域専用電波」という。）を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に四千五百八十六万九千八百円（別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百九十二万八千九百円）を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3　認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月を経過する日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項の規定を適用する。

第百十六条第二十号中「第百三条の二第三項、第四項、第八項、第九項又は第十六項」を「第百三条の二第五項、第六項、第十項、第十一項又は第十八項」に改める。

別表第五の次に次の三表を加える。

別表第六（第百三条の二関係）

無線局の区分					金額
一　移動する無線局（三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。）	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局又は船舶局			六百円
		航空機局又は船舶局以外のもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの		六百円
			使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超え十五メガヘルツ以下のもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	七百円
				空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	三十八万八千八百円

			使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	千四百円
				空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	七十六万八千円
			使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	千四百円
				空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	百四十九万七千五百円
	三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの			六百円
		使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの			五万四千三百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				六百円
二　移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの（八の項に掲げる無線局を除く。）	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものであつて、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	一万二千四百円
				設置場所が第二地域の区域内にあるもの	八千三百円
				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	四千九百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	四千五百円
		その他のもの		空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	五千三百円
				空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	七千九百円
	三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの			五千三百円
		空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの			七千九百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				七千九百円

三　人工衛星局（八の項に掲げる無線局を除く。）	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		二百四十五万千四百円
		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの		八千九百四十六万七千五百円
	三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		十八万六千八百円
		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え二百メガヘルツ以下のもの		千百八十八万七千五百円
		使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超え五百メガヘルツ以下のもの		六千百四十二万九千六百円
		使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの		一億七千七百六十万千八百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			十八万六千八百円
四　人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局（五の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	九十五万千七百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	四十七万七千二百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	九万七千六百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五万二百円
		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え五十メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	千二十八万三千九百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	五百十四万三千三百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	百三万八百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五十一万六千八百円
		使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二千二百七十一万六千二百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千百三十五万九千五百円

区分				金額
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	二百二十七万四千百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	百十三万八千四百円
		使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	四千二百七万六千五百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二千百三万九千六百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	四百二十一万百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二百十万六千四百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			五万二百円
五　自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）				三千三百円
六　放送をする無線局（三の項及び七の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。）	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	特定新規開設局であるもの	七千四百円
			その他のもの	二万五千七百円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの　空中線電力が二百ワット以下のもの	三万六千五百円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの　空中線電力が二百ワットを超え五十キロワット以下のもの	十一万四千二百円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの　空中線電力が五十キロワットを超えるもの	二百十四万三千四百円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの　空中線電力が二十ワット以下のもの	三万六千五百円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの　空中線電力が二十ワットを超え五キロワット以下のもの	十一万四千二百円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの　空中線電力が五キロワットを超えるもの	二百十四万三千四百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			二万五千七百円
七　多重放送をする無線局（三の項に掲げる無線局を除く。）				九百円

八　実験無線局及びアマチュア無線局				五百円
九　その他の無線局	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		一万八千三百円
		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	九十六万四千四百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	四十八万七千八百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	十万六千四百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五万八千七百円
	三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	放送の業務の用に供するもの（多重放送の業務の用に供するものを除く。）	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツ以下のもの	
			設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二十一万六千三百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	十一万三千七百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三万千六百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二万千三百円
			使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超え三メガヘルツ以下のもの	
			設置場所が第一地域の区域内にあるもの	四十七万二千八百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	三十一万八千九百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	七万二千六百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	四万千九百円
			使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	
			設置場所が第一地域の区域内にあるもの	九百二十四万六千五百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	四百六十二万八千八百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	九十三万四千六百円

			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	四十七万二千八百円
		多重放送の業務の用に供するもの		一万八千三百円
	放送の業務の用に供するもの以外のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		一万八千三百円
		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	九十六万四千四百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	四十八万七千八百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	十万六千四百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五万八千七百円
		使用する電波の周波数の幅が三十メガヘ	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	三千百九万五百円

		ルツを超え三百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千五百五十五万八百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三百十万九千五百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	百五十八万四千百円
		使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	七千六百八十五万千七百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	三千八百四十三万千四百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの	七百六十八万五千六百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの	三百八十七万二千二百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				一万八千三百円

備考

一　この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。

二　この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。

三　この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をいう。

四　この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。

五　この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島を含む市町村の区域として総務大臣が公示するものをいう。

六　六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

七　三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからニまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄の金額とを合算した金額から、当該イからニまでに定める金額を控除した金額とする。

イ　一の項に掲げる無線局　六百円

ロ　三の項に掲げる無線局　一万千七百円

ハ　四の項に掲げる無線局　二千七百円

ニ　九の項に掲げる無線局　一万千百円

八　次のイからニまでに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該イからニまでに定める金額とする。

イ　一の項に掲げる無線局　五百円

ロ　二の項に掲げる無線局　四千百円

ハ　四の項に掲げる無線局　二千七百円

ニ　五の項に掲げる無線局　千八百円

九　特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七（第百三条の二関係）

	区域	係数
一	北海道の区域	〇・〇三〇五
二	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇五二七
三	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四四五五
四	新潟県及び長野県の区域	〇・〇二五一
五	富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一六八
六	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一一九〇

七　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六六七
八　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇四一六
九　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇二二五
十　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇七二四
十一　沖縄県の区域	〇・〇〇七三
十二　一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五五三八
十三　五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四四六三
十四　一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五　自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二二二八
十六　自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八三四

備考　別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。

別表第八（第百三条の二関係）

無線局の区分		金額
一　三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二千七百二十円
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二千五百円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	二千三百二十円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二千三百円
二　一の項に掲げる無線局以外の無線局		二千五百円

備考

一　この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。

二　人工衛星局の免許人が当該人工衛星局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用する無線局であつて、陸上に開設するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、二千二百八十円とする。

（放送法の一部改正）

第二条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の八第一項中「掲げる者」の下に「又は同条第四項第三号ロに掲げる者」を加え、「同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　人工衛星の無線局により放送を行う場合（次号に掲げる場合を除く。）　電波法第五条第四項第二号に定める事由

二　受託放送事業者である場合　電波法第五条第一項第四号に定める事由

三　前二号に掲げる場合以外の場合　電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

第五十二条の八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次

に次の二項を加える。

2　前項の一般放送事業者は、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十一条第一項の規定による通知に係る同法第三十条第一項に規定する実質株主のうちの外国人等が同項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて同法第三十二条第二項の規定により実質株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限つて実質株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう。）については、同項の規定により実質株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3　前二項の規定により株主名簿又は実質株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号イに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿又は実質株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者を除く。）が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿又は実質株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

第五十二条の十三第一項第五号ト中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改める。

第五十二条の二十八第一項中「電波法第五条第一項第一号から第三号まで」の下に「に掲げる者又は同条第四項第三号ロ」を加え、「同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）」に改め、「同号ニ」と」の下に、「同条第二項中「に欠格事由」とあるのは「に第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「同項の規定にかかわらず」とあるのは「同法第三十二条第二項の規定にかかわらず」と、「（欠格事由」とあるのは「（同号ニ」と」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中電波法第百三条の二第二項第三号の改正規定、同項に一号を加える改正規定及び附則第六条の規定　公布の日

二　第一条中電波法第五条及び第七十五条の改正規定、第二条並びに附則第五条及び第八条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に免許又は第一条の規定による改正前の電波法（以下「旧電波法」という。）第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第一条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十三項の規定は、次の各号に掲げる当該無線局の区分に応じ、当該各号に定める日以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該各号に定める日前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

一　免許（旧電波法第二十七条の五第一項の免許（以下「包括免許」という。）を除く。附則第四条において単に「免許」という。）又は旧電波法第二十七条の十八第一項の登録（旧電波法第二十七条の二十九第一項の登録（以下「包括登録」という。）を除く。附則第四条において単に「登録」という。）を受けた無線局　施行日以後最初に到来する新電波法第百三条の二第一項に規定する応当日

二　包括免許又は包括登録（以下「包括免許等」という。）に係る無線局　包括免許等の日が平成十七年十月一日以後である場合にあつてはその包括免許等の日、包括免許等の日が同月一日前である場合にあつては同日以後最初に到来する同年又は平成十八年におけるその包括免許等の日に応当する日（同年に応当する日がないときは、同年三月一日）

2　旧電波法第百三条の二第三項又は第四項の規定により納付された前項第二号に定める日以後の期間に係る電波利用料の金額が新電波法第百三条の二第五項又は第六項の規定による電波利用料の金額を超えるときは、当該超える部分の金額を当該納付をした同条第五項に規定する包括免許人等である者が納付すべき同条第二項に規定する広域専用電波（次条において単に「広域専用電波」という。）に係る電波利用料に充当することができる。

3　施行日前に旧電波法第百三条の二第十三項の規定により前納された第一項第一号に定める日以後の期間に係る電波利用料は、新電波法第百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち同号に定める日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に

到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

第三条　平成十七年十月一日以前に広域専用電波を使用する無線局の免許を受けた者に対する施行日から平成十八年九月末日までの期間についての新電波法第百三条の二第二項前段の規定の適用については、同項前段中「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは、「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日から起算して三十日以内に、同法の施行の日から平成十八年九月末日までの期間について」とする。

2　平成十七年十月二日から施行日の前日までの間に広域専用電波を最初に使用する無線局の免許を受けた者に対する施行日から平成十八年九月末日までの期間についての新電波法第百三条の二第二項前段の規定の適用については、同項前段中「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日から起算して三十日以内に、同法の施行の日から平成十八年九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該免許人に係る免許の日から同月末日までの期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

第四条　新電波法第百三条の二第一項の規定によるもののほか、施行日前に免許又は登録（以下この条において「免許等」という。）を受けた無線局（平成十七年十月一日から施行日の前日までの間に免許等を受け、又は旧電波法第百三条の二第一項に規定する応当日が到来したものに限る。）の新電波法第二十六条の二第五項に規定する免許人等は、電波利用料として、施行日から起算して三十日以内に、施行日から附則第二条第一項第一号に定める日までの期間について、新電波法別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額から旧電波法第百三条の二第一項の表の下欄に掲げる金額を控除した金額（当該免許等の有効期間の満了の日が平成十八年九月末日以前である場合は、その額に平成十七年十月一日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。この場合においては、新電波法第百三条の二第十四項の規定を準用する。

第五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧電波法第四条の免許を受けて開設されている公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信をする無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務を行うことを目的とするもの、旧電波法第五条第五項の受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星に開設するものを除く。）の免許人が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において新電波法第五条第四項第三号に掲げる者に該当することとなる場合における当該免許人に係る第二条の規定による改正後の放送法第五十二条の八第三項の規定の適用については、同項中「電波法第五条第四項第三号イ」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同法第一条の規定による改正後の電波法第五条第四項第三号イ」と、「議決権の割合が増加することにより」とあるのは「議決権の割合が」とする。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（郵便振替法の一部改正）

第七条　郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第百三条の二第二項」を「第百三条の二第四項」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十四条を次のように改める。

（放送法の一部改正）

第六十四条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）」に改める。

第五十二条の八第二項中「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十一条第一項」を「社債等振替法第百五十一条第一項又は第八項」に、「同法第三十条第一項に規定する実質株主のうちの」を「株主のうち」に、「同項の規定により各自有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条第二項」を「社債等振替法第百五十二条第一項」に、「実質株主名簿」を「株主名簿」に改め、同条第三項中「株主名簿又は実質株主名簿」を「株主名簿」に、「有し、又は有するものとみなされる」を「有する」に改める。

第五十二条の二十八第一項中「同法第三十二条第二項」を「社債等振替法第百五十二条第一項」に改める。

―――――――――

理　由

電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、電波利用共益費用の使途の範囲を見直す等のほか、放送に係る外資規制の実効性を確保するため、外国人等が議決権の一定割合以上を占める法人又は団体が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、電波利用共益費用の使途の範囲を見直すほか、地上放送に係る外資規制の実効性を確保するため、間接出資規制を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　電波利用料の負担の在り方の見直し関係

㈠　免許人等が無線局ごとに納めなければならない電波利用料について、無線局の区分に応じ、使用する電波の周波数帯及び周波数の幅、設置場所等に従い細分して定めることとし、料額表の改定を行うこと。

㈡　㈠のほか、広範囲の地域において同一の者が開設する無線局に専ら使用させることを目的とした広域専用電波を使用する免許人は、毎年、その周波数の幅等を勘案して算定される電波利用料を国に納めなければならないこと。

2　電波利用共益費用の使途の範囲の見直し関係

電波利用共益費用の使途として、次に掲げる事務に要する費用を例示として追加すること。

㈠　電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する研究開発

㈡　携帯電話などの無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力を用いてこれらの無線通信を利用できるようにするための伝送路設備の整備のための補助金の交付

3　外資規制関係

㈠　外国人等が議決権の一定割合以上を占める法人又は団体が、地上放送事業者の議決権の一定割合以上を占めていることを、放送局の免許の欠格事由とすること。

㈡　㈠の措置に伴い、株主名簿等への記載等の拒否、議決権の制限に関する規定等を整備すること。

4　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担の在り方及び電波利用共益費用の使途の範囲を見直すほか、地上放送に係る外資規制の実効性を確保するため、間接出資規制を導入しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十七年十月十八日

総務委員長　実川　幸夫

衆議院議長　河野　洋平殿